

令和6年度

札幌市文化財保護審議会
(第2回)

令和6年9月10日(火)

市民文化局文化部

第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について

1 計画（素案）（第1章から第6章） 別紙1

令和6年8月2日に開催した「令和6年度第1回札幌市文化財保護審議会」でお示しした素案について、各委員からいただいた意見と個別に実施した有識者意見聴取の結果を踏まえて、第1章から第4章までの素案修正、第5章及び第6章の素案を作成

2 意見対応表 別紙2

意見を踏まえた素案修正の対応を整理 ※字句修正等は掲載せず

3 その他ご意見一覧表 別紙3

その他、具体的な取組内容に関する意見等を一覧表に整理

4 文化庁指摘事項

計画素案について、文化庁との事前協議を令和6年8月30日に実施。文化庁からの指摘事項については、今回お示しした素案に反映できていないため、今後修正を行う予定。

（主な指摘事項）

- 第4章 P.107 「関連文化財群の保存・活用に関する課題方針」
関連文化財群を設定する際は、関連文化財群ごとに、課題と措置を記載すること。
- 第5章 P.82 「文化財の保存・活用の推進体制」
防災に関する記載がない。有事の際の体制について記載を追加すること。
- 第5章 P.85 「前期計画取組の評価検証」
前期計画の取組進捗状況を、取組ごとに全て計画に載せる必要はない。

第1章

目的と位置付け

第1章 目的と位置付け

1 背景と目的

(1) 背景

これまでわが国では、文化財保護法により、有形文化財¹、無形文化財²、民俗文化財³、記念物⁴、文化的景観⁵及び伝統的建造物群⁶の6分野の文化財を定め、これらのうち重要なものを指定・選定等する国の指定制度を中心に、指定制度より緩やかな保護措置を講じる登録制度⁷や、都道府県・市町村の条例等による文化財の地方指定・登録制度⁸が設けられ、国や都道府県・市町村が、指定等を受けた個々の文化財を保護するための法的制限や助成措置等を講じることで、文化財の保存・活用が図られてきました。

しかし近年、過疎化や少子高齢化の影響による担い手の減少などから、文化財を次世代に継承していくことが困難になりつつあり、特に、地域や人々の暮らしの中で守り伝えられてきた、指定等を受けていない文化財について、その価値が見いだされないうまま失われつつあることが指摘されるようになってきました。

こうした事態への対応として、これまでの指定等制度に加え、指定等の有無や文化財保護法が定める文化財の分野にかかわらず、地域における文化財同士のつながりや周辺環境までを総合的に把握し、まちづくりの様々な場面で生かしつつ保護していく保存・活用の好循環をつくり出す取組が求められることとなった結果、近年提唱されたのが、「歴史文化基本構想⁹」（以下「構想」という。）の考え方です。

平成30年（2018年）には改正された文化財保護法が成立（平成31年（2019年）4月1日施行）し、同法に、構想の考え方を継承した文化財の保存・活用に関する市町村の計画である「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）が規定されました。平成31年（2019年）3月に国が示した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、市町村が、地域計画により将来的なビジョンを示し、具体的な事業等に計画的に取り組むことで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進されることや、地域計画

¹ **有形文化財**：建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの。

² **無形文化財**：演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

³ **民俗文化財**：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

⁴ **記念物**：貝塚・古墳・都城跡・城跡旧宅等の遺跡で国にとって歴史上または学術上価値の高いもの（史跡）、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地で国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの（名勝）、動物・植物及び地質鉱物で国にとって学術上価値の高いもの（天然記念物）の総称。

⁵ **文化的景観**：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

⁶ **伝統的建造物群**：城下町、宿場町、門前町など、周囲の環境と一体的に歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

⁷ **登録制度**：国や地方公共団体によって指定されていない有形文化財の建造物のうち、その価値から保存・活用のための措置が特に必要とされるものを国が登録する制度。

⁸ **地方指定・登録制度**：地方公共団体が条例を制定し、それに則して地域内に存在する文化財の指定あるいは登録を行う制度。

⁹ **歴史文化基本構想**：地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。

により文化財行政の取組の方向性が対外的に周知等されることで、民間団体等の様々な関係者、地域住民の理解・協力を得た、地域社会総がかりによる充実した文化財の保存・活用が可能となるとされています。

札幌市は、北国特有の鮮明な四季、多様な地勢や地質、豊かな植生などの自然の恩恵を受けながら、大昔からアイヌ民族をはじめ様々な人々の活動の場となったことで、非常に特色ある歴史文化を背景に今日まで発展を続けてきました。一方で、従来、札幌市の歴史は、幕末から明治期（いわゆる開拓期）以降の出来事について取り上げられることが多く、一般に、広範な文化財や歴史文化に対する関心が払われにくい状況にあったとも考えられます。

札幌市には、指定等の有無にかかわらず、地域の中で受け継がれてきた文化財が数多く存在し、これらの文化財の多くが、地域や個人の活動に支えられて今日まで守り伝えられてきましたが、上記の背景で述べた少子高齢化や地域の衰退などの社会状況の変化に加え、市民が文化財を意識する機会が少ない中で、貴重な市民の財産である文化財が、日々、消滅や散逸の危機に直面していると考えられます。

こうした背景を踏まえ、札幌市では、令和2年2月に「札幌市文化財保存活用地域計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、目指す姿を「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」として、計画期間である令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年度）までの5年間に於いて、様々な取組を実施してきました。

この計画期間中において、下表のとおり国や北海道における文化財の保存・活用の取組に関する施策の方向性が示され、札幌市における市政全般や文化行政の指針を策定したところですが、文化財保存活用地域計画に求められる役割や、文化財の保存・活用の取組により、魅力あるまちづくりを進め、札幌市の文化財を将来に継承していくことは、変わらず求められております。

このような状況下において、令和6年度末で前期計画の計画期間が終了することから、これらの前期計画期間中に示された国や札幌市等の文化財の保存・活用に関する方向性を踏まえ、前期計画の取組内容の評価検証を行い、「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」を策定することとしました。

【国の動向】

計画等	文化芸術推進基本計画 ¹⁰ （第2期）令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
重点取組	6 文化芸術を通じた地方創生の推進
施策群	⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実 ○ 文化財保存活用地域計画の作成とそれに基づく事業の実施の促進や、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用に関する取組を通じ、地域の文化資源を活用したまちづくりを推進し、地方創生を図る。 ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出 ○ 地域における文化財の活用を推進するため、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の認定・計画に基づく事業の実施等を促進する。

¹⁰ 文化芸術推進基本計画：文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画

施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組	3. 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興 ○ 文化財保存活用大綱・地域計画は、地域での文化財の保存と活用を図るためのトータルプランであり、地方公共団体において、文化財担当部署以外も含めて施策を推進する上で重要かつ有効である。更に地域での取組が進むよう、地域計画の策定を一層推進する。
--------------------	--

【北海道の動向】

計画等	北海道文化財保存活用大綱 ¹¹ 令和2年(2020年)8月～
基本理念	文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産 ～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～
保存活用方針	①維持管理体制の整備、②後継者・指導者の育成、③地域資源との活用、 ④道民の理解促進・積極的な公開、⑤民間団体等との連携、 ⑥文化財保護行政の推進力強化

【札幌市の動向】

計画等	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン ¹² 令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)
分野	スポーツ・文化
基本目標	15 文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまち
目指す姿	3 文化・文化財を適切に保存し様々な形で生かすとともに、札幌市への愛着を深めることで、札幌市の自然・歴史・文化が未来へ継承されています。
施策	① 文化・文化財の保存・活用と未来への継承 ○ 文化・文化財の価値を多くの市民が共有するため、文化・文化財の保存・改修を進めるとともに、これらの活用に向けて市民や観光客への周知を行います。 ○ 文化・文化財の未来への継承に向けて、継承の担い手の育成などを推進します。

計画等	札幌市文化芸術基本計画(第4期) ¹³ 令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)
ステージ	3 文化資源の保存・活用
施策	1 文化遺産・自然遺産の保存と活用 市民が札幌の貴重な文化遺産や自然遺産の価値を十分に認識し、これを大切に保存、継承、発展させることが重要です。未指定も含めた文化財や伝統的な文化等の多様な魅力を、観光を含めまちづくりに積極的に活用し、地域の活性化やコミュニティとのきずなを深める環境を整備していくことで、次の世代への橋渡しを行います。

(2) 目的

札幌市では、今に残る文化財について、指定等の有無にかかわらず、札幌の歴史文化を知る手掛かりになるものであると同時に、上手に生かすことで札幌のまちの個性や魅力を際立たせることができる大切な資産であると考えます。

「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」は、前期計画と同様に、このような市民の大切な資産である文化財を、指定等がされていないものも含めて保存・活用し、文化財や歴史文化の価値と魅力を多くの市民が共有し、大切に使いながら将来に継承していくことで、市民にも来訪者にも魅力あるまちづくりを進めるための基本的な方針を示すことを目的として策定します。

¹¹ 北海道文化財保存活用大綱：文化財保護法第183条の2の規定に基づき、本道における文化財の保存・活用に関する総合的な施策について、その方向性や施策の根本となる方針を定めるもの

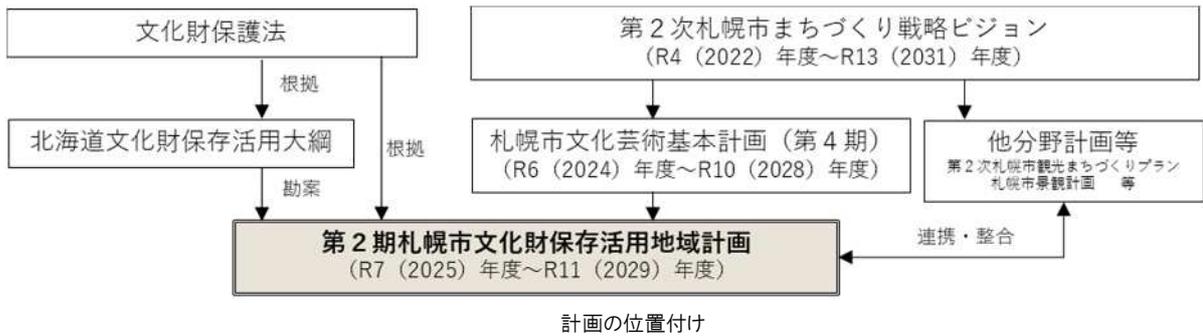
¹² 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン：市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、次の新たな100年の礎となる今後10年のまちづくりの基本的な指針

¹³ 札幌市文化芸術基本計画：札幌市文化芸術基本条例(平成19年条例第12号)第6条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画。

2 位置付け

この計画は、「**第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン**」及び「**札幌市文化芸術基本計画（第4期）**」が示す札幌市の将来像と市政の方向性を踏まえ、関連する他分野の計画等との整合を図りながら策定する、今後の文化財の保存・活用に関する基本計画です。

また、文化財保護法第183条の3の規定による「文化財保存活用地域計画」として定めます。



3 計画期間

この計画の計画期間は、「**札幌市文化芸術基本計画（第4期）**」の計画期間が令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までであることを踏まえ、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	
札幌市まちづくり戦略ビジョン H25 (2013) ～R4 (2022)				第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン R4 (2022) ～R13 (2031)									
札幌市文化芸術基本計画（第3期） R元 (2019) ～R5 (2023)					札幌市文化芸術基本計画（第4期） R6 (2024) ～R10 (2028)								
札幌市文化財保存活用地域計画 R2 (2019) ～R6 (2024)						第2期 札幌市文化財保存活用地域計画 R7 (2025) ～R11 (2029)							

計画期間

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、平成 30 年（2018 年）6 月に「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs に関わる取組を推進することとしています。



持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との主な関連

SDGs 関連目標とターゲット		関連取組※
	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	Action4 「活用」の課題に対する取組
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	Action1 「調査・把握」の課題に対する取組 Action2 「共有・発信」の課題に対する取組 Action3 「保存・伝承」の課題に対する取組
	12. b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	Action4 「活用」の課題に対する取組 Action5 「連携・協働」の課題に対する取組

※第 6 章-1- (2) 参照

4 策定の経緯・体制

文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財保護法に地方文化財保護審議会の意見を聴くことが定められていることから、札幌市の地方文化財保護審議会である「札幌市文化財保護審議会」に対して、計画に関する意見聴取を行ったほか、文化財の保存・活用に関連する有識者の方からもご意見をいただき、計画に反映させました。

札幌市文化財保護審議会（任期 令和5年（2023年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）

氏名	分野	所属等
池ノ上 真一	文化財活用	北海商科大学教授
泉 善行	文化財活用	一般社団法人札幌観光協会専務理事
内山 幸子	埋蔵文化財	東海大学教授
往田 協子	有形文化財	株式会社七彩空間代表取締役 (一般社団法人北海道建築士会所属)
甲地 利恵	無形文化財	北海道博物館 アイヌ民族文化研究センターアイヌ文化研究グループ研究職員
高瀬 克範	埋蔵文化財	北海道大学大学院教授
谷本 晃久	有形文化財	北海道大学大学院教授
田山 修三	文化財活用	一般財団法人北海道文化財保護協会副理事長
照井 康穂	有形文化財	株式会社照井康穂建築設計事務所代表取締役
富士田 裕子	記念物	北海道大学名誉教授

第2期札幌市文化財保存活用地域計画について意見聴取を行った方

氏名	所属等
泉 善行	一般社団法人札幌観光協会専務理事
山形 宣章	札幌商工会議所国際・観光部長
角 幸博	北海道大学名誉教授
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター教授
黒岩 裕	旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会事務局長

第2章

札幌市の概要

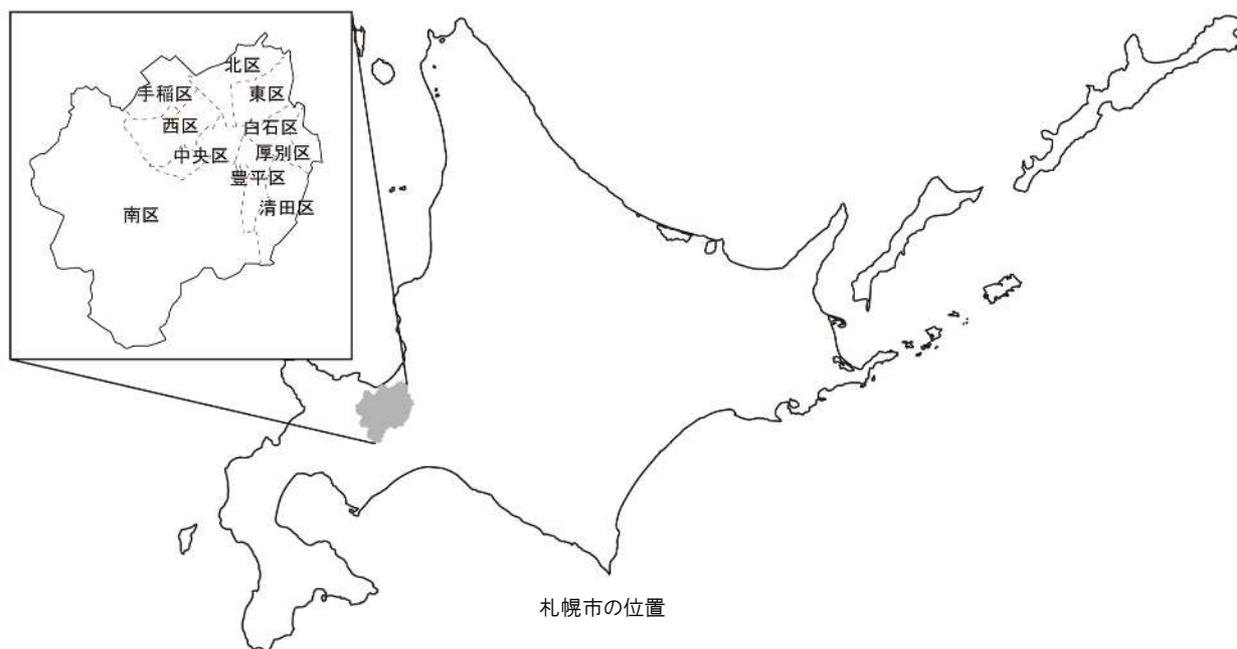
第2章 札幌市の概要

1 自然環境・地勢

(1) 位置

札幌市は、北海道・石狩平野の南西部に位置しており、市域は東西が42.30 km、南北が45.40 km、総面積は1,121.26 km²で、これは、東京23区を合わせた面積の**およそ**2倍にあたります。また、東経140度から141度、北緯42度から43度に位置しており、世界ではほぼ同じ緯度に位置する都市には、ロシアのウラジオストク、フランスのマルセイユ、イタリアのローマなどがあります。

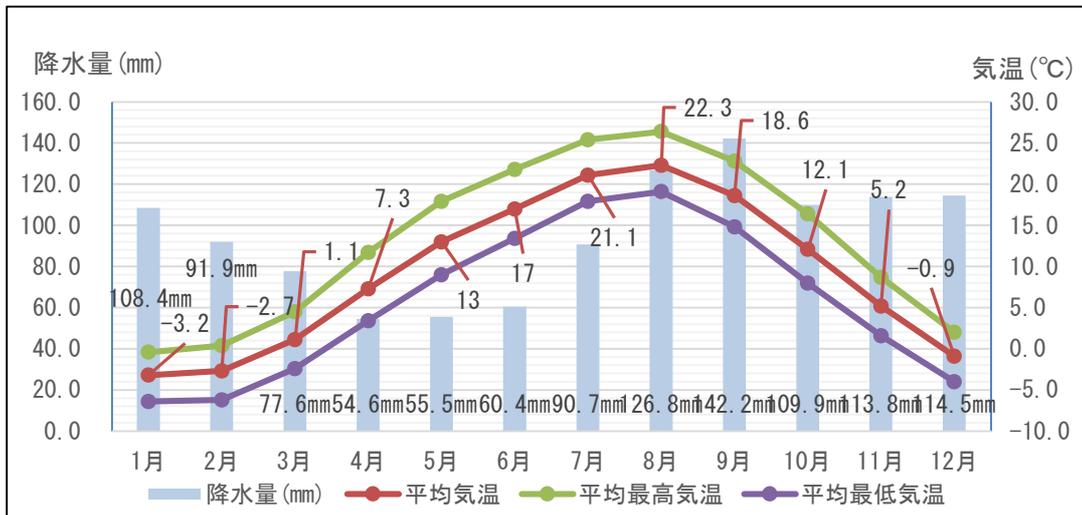
現在、札幌市と境界を接する市町村は、後志管内小樽市、赤井川村、京極町、喜茂別町、胆振管内伊達市、石狩管内恵庭市、千歳市、北広島市、石狩市、江別市、当別町の計7市3町1村です。



(2) 気候

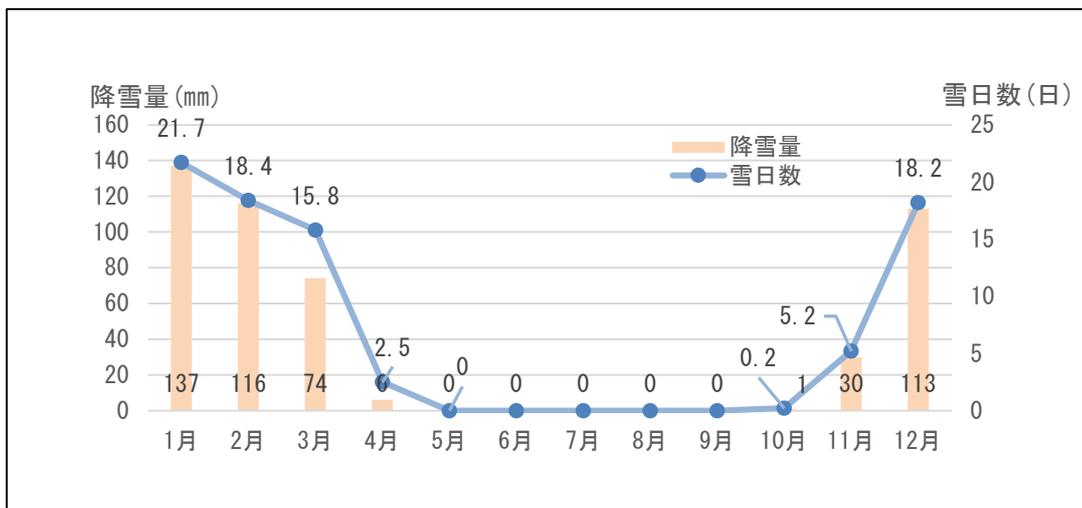
札幌市の気候は日本海型で、夏はさわやかで過ごしやすく、冬は雪が多く寒冷で、北半球の中緯度に位置することから夏と冬の日照量の較差が大きく、四季の変化がはっきりしています。4月下旬から6月は晴天が多く、花が次々と開花の様子が見られます。6月下旬から8月は平均気温が20℃を超える盛夏となりますが、湿度が低いいため、朝晩は比較的過ごしやすい傾向にあります。秋の訪れは早く、9月下旬には山間部などで木々が色づき始め、10月中旬には紅葉が盛期を迎えます。また、10月下旬には早くも初雪が見られることがあります。根雪を観測するのは例年12月で、年間を通しての積雪量は**およそ5m**に達します。1月の平均気温は**-3.2℃**で、平均「雪日数¹⁴」は年に**82日***です。3月に入ると寒気が緩みだし、4月の上旬には根雪がなくなって長い冬が終わります。札幌の年平均気温は**9.2℃**、年平均降水量は**1,146.1mm**です。

※いずれも1991年から2020年の平均値



札幌の気温と降水量の年間推移(1991年～2020年)

出典:気象庁HP



札幌の降雪量と雪日数(1991年～2020年)

出典:気象庁HP

¹⁴ 雪日数: 雪(みぞれも含む)が1cm以上降った日数。

(3) 地形・地質、植生

札幌市の地形は、南西部に広がる山地、南東部の丘陵地・台地、北部の低湿地とそこへ流れる豊平川がつくった扇状地¹⁵などから成り立っています。地質の基盤は、薄別層¹⁶という中生代の海成層¹⁷です。

■地形・地質

【南西部 山地】

札幌の市街地を囲むように、南西部には藻岩山、円山、手稲山、三角山など標高およそ200～1,000mの山々が連なっています。豊平峡、定山溪域の山地は、新生代新第三紀¹⁸（およそ1600～1100万年前）にユーラシアプレート（アムールプレート）の下に太平洋プレートが沈み込むことによって生成された火成岩¹⁹（主にデイサイト²⁰）で、およそ1200万年～600万年前に堆積した海成層「小樽内川層」が一部露出しています。

藻岩山や円山などの札幌を取り囲む山々は、およそ600万年前以降の火山活動によって形成され、およそ200万年前に活動を休止している火山です。

【南東部 丘陵地・台地】

およそ250万年前以降、石狩低地帯ではプレート衝突による東西圧縮の場となり、褶曲²¹によって野幌丘陵や月寒丘陵などの起伏が形成されました。

およそ4万年前、支笏カルデラ形成の起因となった「支笏火山」の大規模な噴火によって、支笏火砕流が発生し、大量の支笏軽石流が石狩低地帯を覆い、丘陵の麓を埋めるように厚く堆積しました。この軽石流堆積物が堆積による圧力と高温によって強く溶結したものが、南区石山などに見られる支笏溶結凝灰岩²²（札幌軟石）です。

札幌を広く覆った火山灰は、その後、河川等によって浸食され、南東部に月寒台地として残されました。月寒台地の上には望月寒川、月寒川、厚別川、野津幌川などが丘陵の向斜軸²³に沿ってほぼ南北方向に流れ、下刻²⁴したことから、台地上に東西方向に大きく起伏する地形を生み出しました。

【北部 低湿地】

札幌北部の大部分は、石狩川下流域、石狩平野の南西端域にあたり、新生代第四

¹⁵ 扇状地：川が山地から平地へ流れ出る際、土・砂・小石などが堆積して生じた扇状の地形。

¹⁶ 薄別層（うすべつそう）：渡島帯西部地域に分布する札幌でもっとも古い地層。

¹⁷ 海成層：堆積物が海底に堆積してできた地層。

¹⁸ 新生代新第三紀：地質時代の区分の一つ。新生代を三分したときの中間の紀（およそ2303万年前～258万年前までの期間）。

¹⁹ 火成岩：溶けたマグマが冷え固まってできる岩石。

²⁰ デイサイト：火山岩の一種。淡色で長石・石英などの無色鉱物が8割以上の体積を占める。珪長質な組成。

²¹ 褶曲（しゅうきよく）：地層が波のように湾曲している状態。水平な地層に地殻変動による横圧力が加わるなどして生ずる。

²² 溶結凝灰岩：凝灰岩が溶結した岩石。高温の火山灰が大量に堆積し、その重さと高温のために圧縮されて、粒子の一部が溶けてくっつき合い、溶岩状になった岩石。

²³ 向斜軸（こうしゃじく）：褶曲した地層の谷底部分を結んだ線。

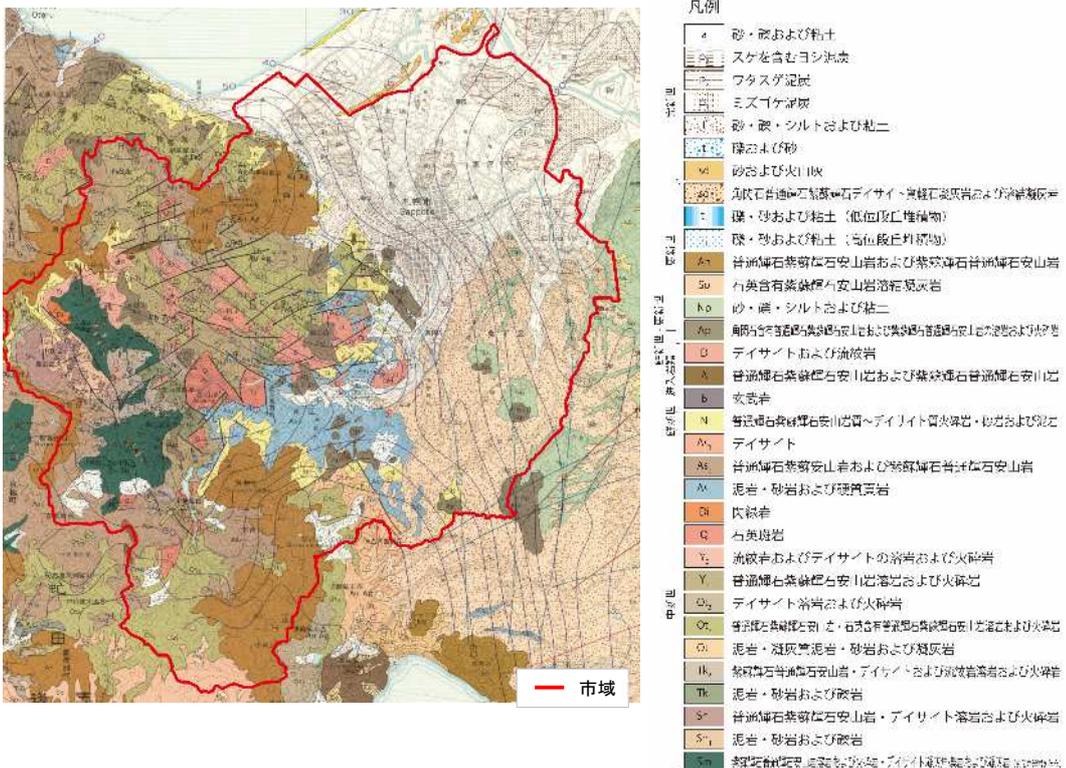
²⁴ 下刻（かこく）：河流が川底を低下させる働き。下方浸食。

紀²⁵以降、氷河期において数回繰り返された氷期²⁶の海退²⁷と間氷期²⁸の海進²⁹、および河川の堆積物によって形成された沖積平野³⁰にあります。今からおよそ 6500～6000 年前をピークとする温暖期は「縄文海進」と呼ばれ、海岸線が現在よりおよそ 5km 内陸に入り込み、古石狩湾を形成していました。海退と海進によって紅葉山砂丘が形成され、その後の海水面の低下や石狩川が運ぶ膨大な土砂の堆積によって低湿地の淡水化が進むと、湿生植物が繁茂して泥炭層³¹を形成しました。

【中央部 扇状地】

札幌中央部は、南西部山地と南東部丘陵地・台地の間を北部低湿地へと流れる豊平川が作った扇状地です。豊平川は、およそ 4 万年前以降に真駒内・平岸方面に流れて旧豊平川扇状地（平岸面）を形成し、氷期の明けたおよそ 1 万年前以降に流路を変えて現在の豊平川扇状地（札幌面）をつくったと考えられています。

豊平川扇状地の扇頂³²は真駒内付近の標高およそ 100m、扇端³³部の北海道大学、札幌駅付近は標高 15～18mです。扇端部では、かつて地上に湧き出た伏流水が池や流れを作っていましたが、その名残は、現在も北海道大学附属植物園（以下「北大植物園」という。）などで見ることができます。



出典：産総研地質調査総合センターウェブサイト(<https://www.gsj.jp/Map/JP/geology2-2.html#Sapporo>)

²⁵ 新生代第四紀：地質時代のうち最も新しい、人類が現れて以降現代を含む時代（およそ 258 万年前から現在までの期間）。氷期と間氷期を繰り返していた。

²⁶ 氷期：氷河時代のなかで、温帯地方まで氷河に覆われた特に寒冷な時期。

²⁷ 海退：海面の下降、あるいは陸地の隆起によって海岸線が海側に移動し、陸地が広がること。

²⁸ 間氷期：氷河時代における温暖な時期。

²⁹ 海進：海面の上昇、あるいは陸地の沈降によって海岸線が陸側に移動し、海が陸に入り込んでくること。

³⁰ 沖積平野：河川の堆積作用でつくられ、現在までその作用が続いているような新しい平野。

³¹ 泥炭層：主に泥炭から成る層のこと。泥炭は湖沼や河川の周辺、湿地など水はけが悪い土地に生育する植物の遺体が、水に浸ったままの環境下で未分解のまま堆積したもの。寒冷地で発達しやすい。

³² 扇頂：扇状地の最上流部分。山地からの出口にあたる部分。

³³ 扇端：地表で見られる扇状地の末端にあたる部分。

■ 植生

現在、人口が集中する札幌市都心部の豊平川扇状地は、平野で比較的水はけがよいことから、かつては、**カシワ**や**ミズナラ**が多く生えていました。また、湧水等が豊富だった現在の札幌駅周辺には、ヤチダモやハルニレなどの湿生林が、扇状地の北から東の泥炭地には、湿原植生³⁴が広がっていました。

札幌周辺の地形・地質は多様で変化に富み、**気候は冷温帯**³⁵と**亜寒帯**³⁶との移行帯³⁷で温帯系と北方系の植物の分布域が重なるため、道内でも植物の種類数が比較的豊富です。札幌を含む石狩低地帯が植物分布の境界となる代表的な例として、温帯系のクリやコナラの北限**地域**³⁸に当たることが知られています。植生帯としては、北海道を特徴づける針広混交林帯が山麓部で見られ、広葉樹と針葉樹がモザイク状に混生した森林となっています。

現在の札幌市は人口**およそ**197万人を抱える大都市ですが、森林面積は総面積の**およそ**64%を占め、天然林が多いことなどから、都市を取り巻く自然環境は比較的恵まれているといえます。天然記念物である藻岩山と円山にもかつて伐採された歴史がありましたが、その後の有識者や市民の活動もあって保全されてきました。また、中心部にある北大植物園内には開拓以前からの植生と地形が残された自然林がありますが、近年では都市化による地下水位の低下のための乾燥化が一因と推測される変化も見られます。湿原は1970年代までに人為的に排水されて農地となり、その後の宅地化でほとんどが消失しました。現在は北区及び東区にわずかに**湿原植生**が残り、絶滅危惧種³⁹を含む湿原特有の生物の貴重な生息環境となっています。札幌の植生の変遷には、明治期からのまちの歴史と市民の自然の捉え方が大きく関わっています。

トピック

太古の札幌の自然

現在の札幌周辺は、2300 万年前以降、プレート運動や火山活動などにより、海と陸の環境を何度も繰り返しました。札幌で見つかる生物の化石の多くは、新第三紀中新世にあたるおよそ 1200 万年～600 万年前の、かつて札幌が海だった時代に生息していた生物のものです。

■ サッポロカイギュウ

平成 15 年（2003 年）に豊平川で化石が発見された、世界最古の大型カイギュウです。札幌市博物館活動センターで復元骨格標本が展示されています。

■ クジラ化石

平成 20 年（2008 年）に小金湯地区（札幌市南区）豊平川河床で、およそ 900 万年前と考えられる鯨類（セミクジラ科）等の化石が発見され、札幌市博物館活動センターで現在も調査が行われています。



サッポロカイギュウ復元模型
出典：札幌市博物館活動センター

³⁴ **湿原植生**：過湿かつ低温であるために、有機物の分解が進まず堆積して泥炭となった場所に成立する植生。

³⁵ **冷温帯**：温帯のなかで、冷帯に近い地帯。

³⁶ **亜寒帯**：温帯と寒帯の間にある地帯。冷帯。

³⁷ **移行帯**：二つの異なる動植物区系、または植物群落などの間にある地帯。両者の構成種が混在する。

³⁸ **北限地域**：北の限界。

³⁹ **絶滅危惧種**：個体数の急減もしくは生息地の喪失などにより、絶滅の危機に瀕している動植物等の種。

2 社会的環境

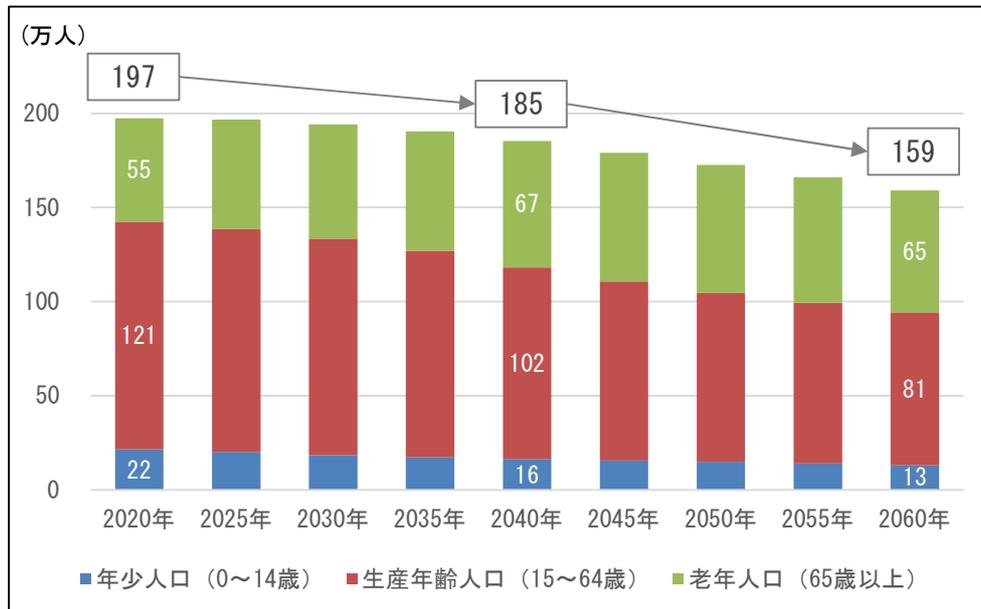
(1) 人口

札幌市の人口は1,969,912人、世帯数は995,320世帯で、市町村の人口規模では全国で4番目です*。

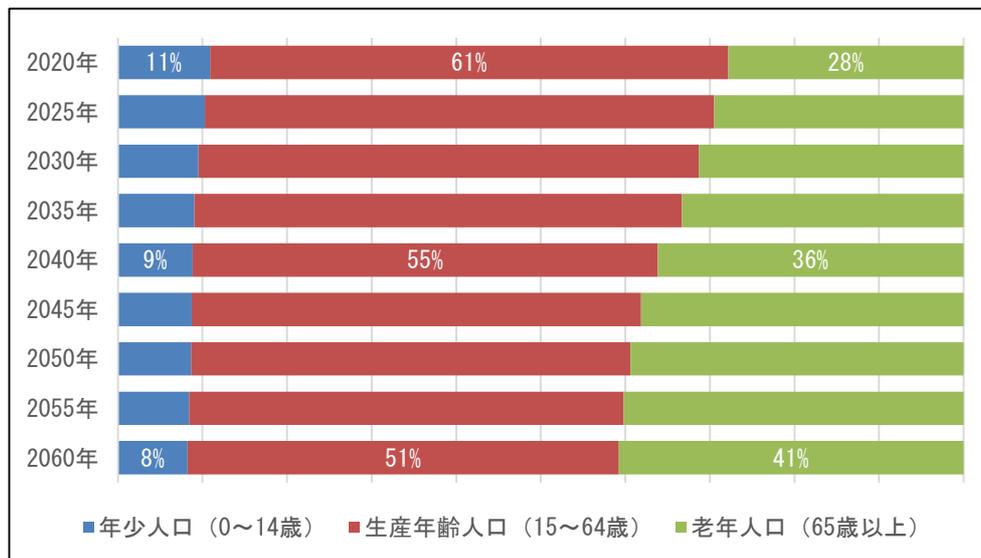
北海道の人口が平成9年(1997年)をピークに減少する中、札幌市の人口は令和2年(2020年)の1,973,395人をピークとして減少に転じています。

総人口に占める年齢層別の人口割合では、14歳以下人口が今後およそ40年間は横ばいで推移すると予測される一方、65歳以上の高齢者が占める割合は、令和22年(2040年)には36%、令和42年(2060年)には41%となり、少子高齢化の進行が予想されています。

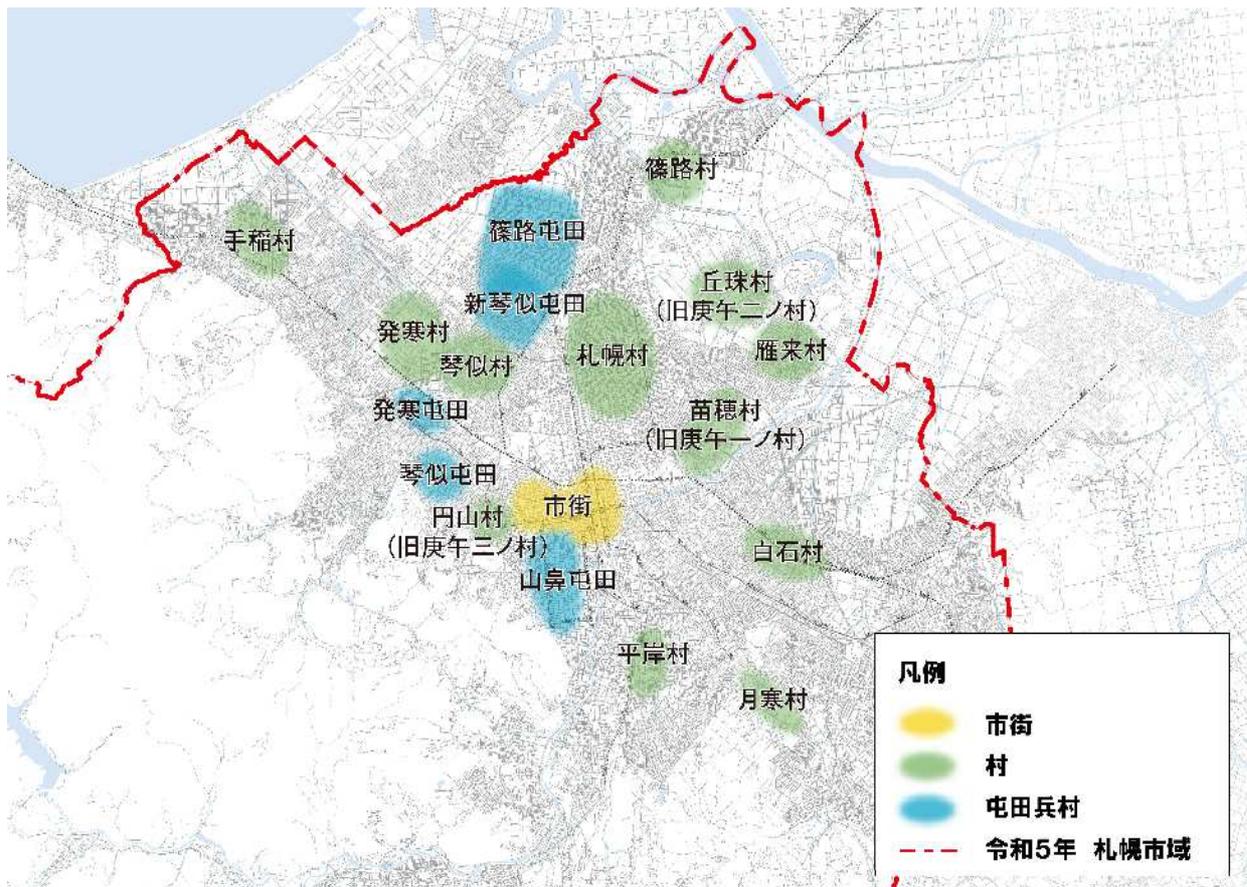
※出典：札幌市統計書(令和5年版)



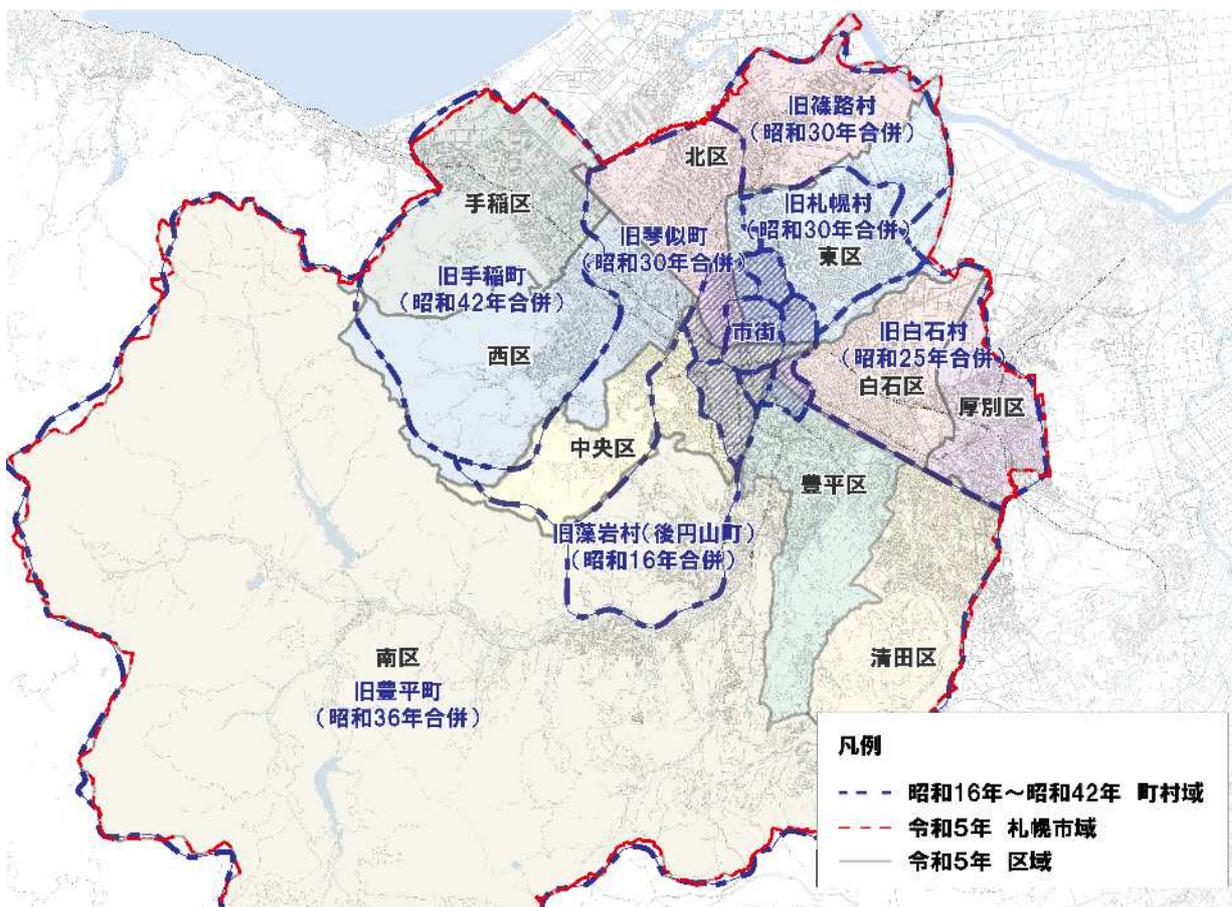
札幌市の人口の将来見通し(各年10月1日現在)
資料：総務省「国勢調査」、札幌市



総人口に占める年齢層別の人口割合(各年10月1日現在)
資料：総務省「国勢調査」、札幌市



明治3～6年頃の札幌郡 札幌市街と屯田兵村及び周辺村



周辺町村合併の変遷及び現在の区域

(3) 交通

1) 道路交通

札幌市の道路交通は、市街地中心部に格子状の街路網が整備され、それを囲む環状道路と、環状道路を中心に東西南北に向かう放射状の道路が配置されることで骨格が形成されています。また、自動車専用道路として、白石区の札幌ジャンクションを起点に、旭川方面と千歳・苫小牧・函館方面へ延びる道央自動車道と、小樽方面へ延びる札幌自動車道が通じています。

2) 公共交通機関

札幌市内の公共交通機関には、市営地下鉄、路面電車（市電）、北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）が運航する鉄道及び民間5社による路線バスがあります。また、東区には札幌市と道内外12都市とを空路で結ぶ札幌丘珠空港を有します。

市営地下鉄は、北区麻生と南区真駒内を結ぶ全長14.3kmの南北線、西区宮の沢と厚別区新札幌を結ぶ全長20.1kmの東西線、東区栄町と豊平区福住を結ぶ全長13.6kmの東豊線の3路線で、積雪のある札幌で雪の影響を受けない重要な移動手段です。また、世界的にも珍しいゴムタイヤ式の車両を採用していることも特徴です。

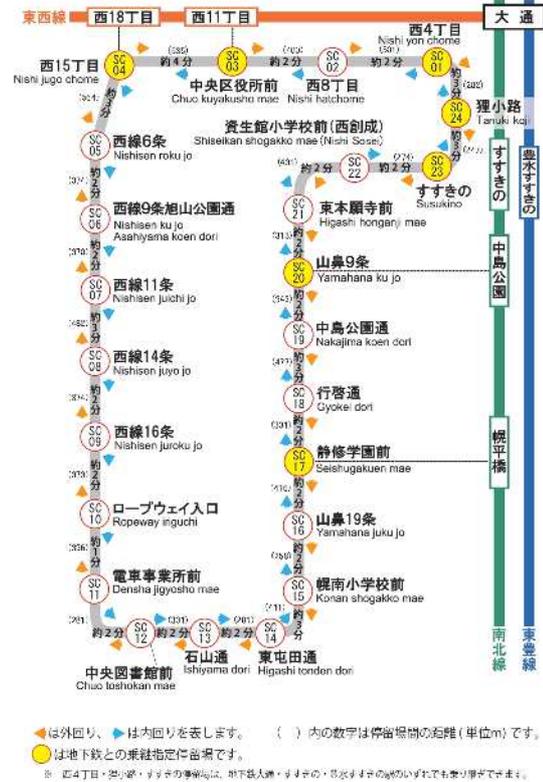


地下鉄路線図
 出典：札幌市交通局HP

路面電車（市電）は、かつて北は新琴似駅前、南は豊平駅前（豊平区豊平5条9丁目辺り）まで路線を拡大したことがありましたが、現在は中央区に1系統のみ延長8.9kmの区間で環状運転を行っています。



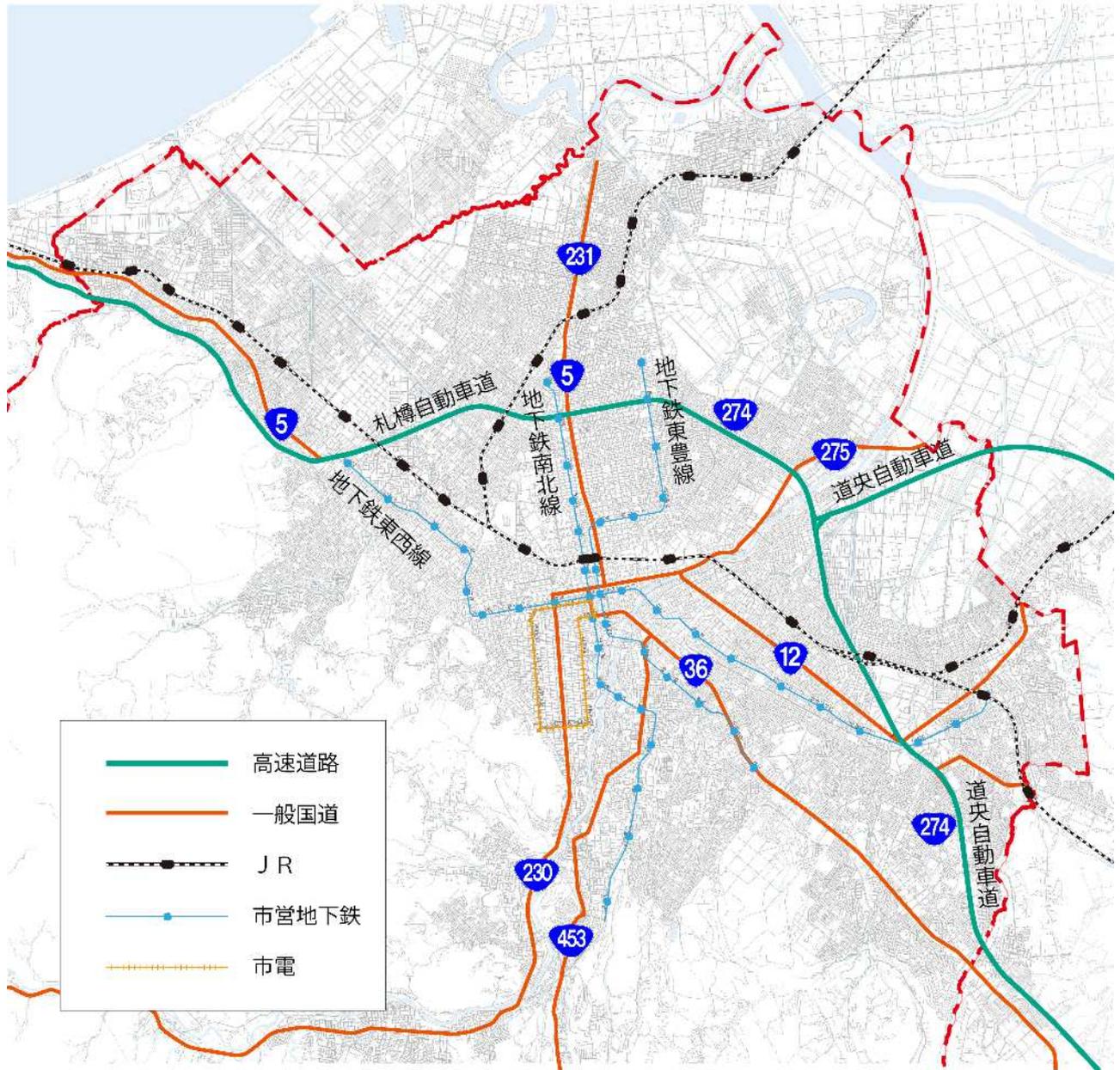
最盛期の市電路線図
出典：『さっぽろ文庫 22 市電物語』札幌市教育委員会編



現在の市電路線図
出典：札幌市交通局 HP

鉄道は、JR札幌駅を中心に小樽・手稲方面と厚別・江別（旭川）方面を結ぶ函館本線、函館本線から分かれ、白石駅を起点に厚別区上野幌・千歳方面へ延びる千歳線、桑園駅を起点に北区あいの里・石狩当別方面へ延びる札沼線（学園都市線）があります。また、今後北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の延伸が予定されています。

路線バスは、都心のバスターミナルに加え、終点付近や主要な中継点となる地下鉄駅等の乗継用バスターミナルを発着点として市内広範囲をカバーします。

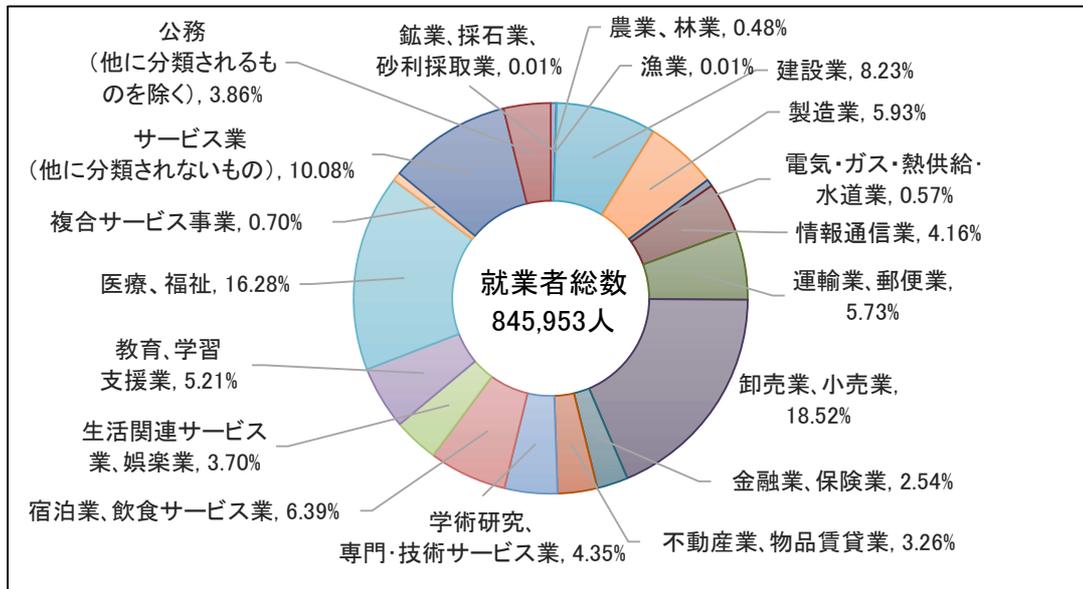


現在の交通路線図

(4) 産業

札幌市の産業を分類別に比較すると、農業などの第1次産業、製造業などの第2次産業の割合は低く、運輸・サービス業などの第3次産業の割合が高くなっています。全国的に、都市部で第3次産業の割合が高まるなかでも札幌はその傾向が強く、産業構造は、市内向けに商品やサービスを提供する内需中心型です。また、市内企業の99%以上が中小・小規模企業であり、経済が中小企業によって支えられていることも特徴です。

特に、札幌市を含めた北海道経済の成長をけん引する分野として「観光」と「食」が注目されており、札幌市が行った「令和4年度来札観光客満足度調査」では、**観光地としての総合満足度（「満足」「まあ満足」の合計）が9割を超え**、札幌旅行の目的や楽しみについて「美味しいもの」と回答した割合が**75.8%と最も高く**、「食」は札幌のブランドイメージを構成する重要な魅力資源ともなっています。



産業(大分類)別15歳以上就業者数(令和2年度)
出典:札幌市統計書(令和5年版)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業 ⁴¹	総数
平成22年	3,534人	118,904人	658,853人	79,746人	861,037人
平成27年	3,790人	118,503人	645,868人	76,152人	844,313人
令和2年	3,983人	115,924人	697,967人	28,079人	845,953人

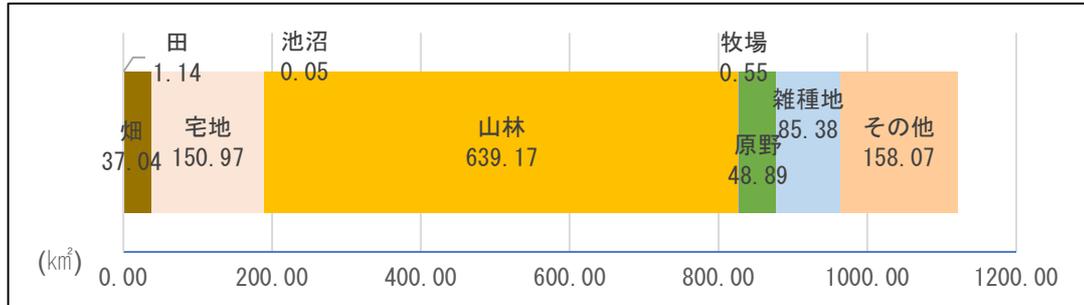
産業(大分類)別15歳以上就業者の推移
出典:札幌市統計書(令和5年版)

⁴¹ 分類不能の産業: 日本の公的統計における産業分類として総務省がまとめた分類のうち、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。

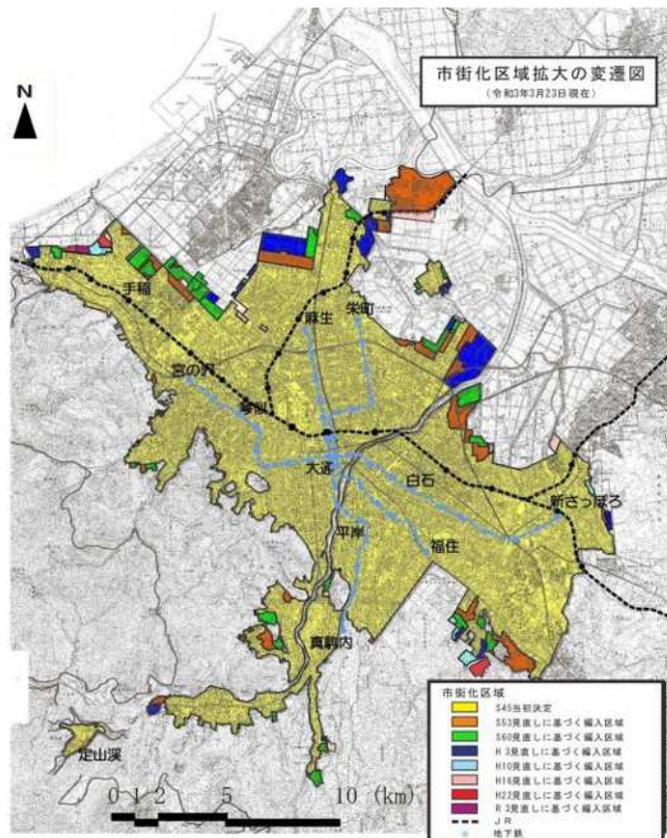
(5) 土地利用

札幌市の土地利用状況は、登記地目で見ると全体のおよそ6割が山林で、宅地は全体のおよそ1割です。

南西部の国有林を除く 575.84 km²（全市域の 51.4%）が都市計画区域⁴²に指定されています。都市計画区域の内訳は、市街化区域⁴³は 250.34 km²、市街化調整区域⁴⁴は 325.5 km²です。



地目別面積の状況(令和4年)
出典: 第131回(令和6年)北海道統計書



市街化区域拡大の変遷図(令和3年3月23日現在)
出典: 札幌市 HP

⁴² **都市計画区域**: 都市計画法の規定が適用される区域のこと。自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定される。

⁴³ **市街化区域**: 都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、今後おおむね10年以内に市街化を図るべき区域。

⁴⁴ **市街化調整区域**: 都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

3 歴史的環境

札幌の歴史的環境について、札幌の文化財や歴史文化の成立に深く関わると考えられる出来事を中心に、必要に応じて他の地域の歴史にも触れながら記載します。

(1) 旧石器文化

現在、日本列島に現生人類が住み始めたのは、今から**およそ**4万年前頃と考えられています。北海道で最も古い人類の足跡は、今のところ3万年前くらいまで遡りそうです。当時は、いわゆる最終氷期で年平均気温は現在よりも7~10℃ほど低く、海面は100m以上も低かったといわれています。このとき北海道とユーラシア大陸との間の海峡は陸地化しており、旧石器文化の人々は、この陸橋を渡って北海道の地にやってきました。この頃の人々は、大型哺乳動物などの獲物を求めて、移動を繰り返す生活を送っていたと考えられています。

札幌市内でも旧石器文化の石器が見つっていますが、その石器の形から、市内で最初に人類の足跡を残したのは、1万数千年前頃の人々と考えられます。

(2) 縄文文化

長い氷河期が終わり、**1万1500年前頃から温暖化が進むと、気候が徐々に安定していきます。**この頃までに、旧石器文化を担った人々の子孫たちが、縄文文化を生み出していったと考えられています。安定的で温暖な気候が長く続いたことは、縄文文化が持続した大きな要因の一つであり、当時の人々は、森林や湖沼、海辺などの豊かな自然の恵みを上手に利用することで、同じ場所に長く住み続けられるようになりました。



竪穴住居跡(縄文晩期)の発掘風景

北海道内では、帯広市の遺跡から**およそ**1万4000年前(縄文草創期)の土器と石器が発見されていますが、札幌市内で縄文草創期の遺跡は見つかっていません。市内で最も古い土器は、主に野幌丘陵や月寒台地などにある遺跡から見つかったもので、今から**およそ**8000年前の縄文早期のものです。この頃から、**縄文海進**に伴って現在の札幌市域にも海水が浸入し、札幌北部の低地には内湾が形成されます。その後、川が運んできた土砂で北西部には砂州が形成され、内湾は徐々に埋め立てられていきます。札幌の縄文遺跡は、生活に適さなかった北部低地を取り囲むように、台地・丘陵部のほか、扇状地から海岸砂丘まで、広くその足跡が残されています。

(3) 続縄文文化

縄文前期頃（およそ 6500～6000 年前頃）をピークとして、温暖な気候は徐々に寒冷化し始め、縄文文化の終わり頃には、現在とほぼ同じくらいの気候・自然環境になります。この頃、大陸から日本列島に農耕文化が波及して、弥生文化が生まれます。この影響を受けて、北海道でも縄文文化に変化が起きます。この頃の遺跡からは、東北地方北部で作られた土器や弥生文化に特有の管玉（くだたま）などが発見されるようになります。一方で、北海道の続縄文文化の遺跡から発見されることの多いコハク製の玉が東北地方北部の遺跡から発見されることもあり、道央部以南と東北北部との交流が盛んだったことが分かっています。東北地方北部まで広がった弥生文化ですが、北海道では、稲作を主体とする弥生文化そのものは受け入れられませんでした。弥生文化の影響を受けながらも、縄文文化の要素を引き継ぐ、続縄文文化へと移り変わっていったのです。

札幌市内の遺跡でも、東北地方北部で作られた土器や管玉などが見つかっているほか、北方の文化との交流を示す土器や石器なども見つかっています。また、遺跡の立地や環境にも変化が起こります。台地や丘陵の上にあった生活圏が、低地部の乾燥化が進むことで徐々に北側へと広がっていきます。遺跡に遺された焚き火跡からは、シカやヒグマなどの動物骨や、サケ科、ウグイ、イトヨ、チョウザメ科などの回遊性・淡水性の魚類のほか、ニシンやフサカサゴ科といった海水性魚類の骨も見つかっており、河川や海辺での漁も盛んに行われていたことが分かっています。

(4) 擦文文化

擦文（さつもん）文化は、ほぼ本州の奈良・平安時代に相当し、7 世紀後半頃に、本州の律令国家勢力圏文化の強い影響を受けて成立します。それまで、1 万年以上使われ続けた縄文が、土器の表面から姿を消し、本州の土師器をまねた擦文土器が使われるようになります。



擦文土器

「擦文」という名称は、当時作られた土器の表面に、へら状の木片などによると考えられる擦り痕が付いていることに由来します。

擦文文化は、本州の生活様式を受け入れながら独自の文化を育み、南から北、東へと分布を広げ、9～10 世紀頃には、既に北海道のオホーツク海側沿岸に広がっていた北方系のオホーツク文化とも融合しながら、10 世紀頃には北海道全域に、さらに東北北部やサハリン南部、千島列島南部にまで広がりました。

札幌市内でも、8 世紀頃から 13 世紀頃まで、途切れることなく擦文文化の遺跡が見つかっています。当時の集落は、河川のすぐそばに営まれ、狩猟、漁労⁴⁵、採集のほか、アワ、ヒエ、キビなどの雑穀農耕も行われていました。特に、かつて湧き水のあった北海道庁、北大植物園、北海道知事公館のあたりを源に流れ出した幾筋もの河川が北海道大学の北側で集まり、篠路方面に北流していた旧琴似川流域には、数多くの遺跡が集中して見つかっています。

⁴⁵ 漁労：魚介類や海藻など水産物をとること。

(5) アイヌ文化期以降

本州で平安時代が終わり鎌倉時代になる頃、北海道では、土器や竪穴住居⁴⁶が作られなくなり、擦文文化が終わりを迎えます。土器は、鉄鍋や木製の漆器に、竪穴住居は平地住居⁴⁷に変わっていきます。これ以降、本州の中世から近世に相当する時期を、北海道の考古学上の時代区分としてアイヌ文化期と呼びます。ここでいう「アイヌ文化」とは主に近世に松前藩や本州の役人・旅行家によって記録されたアイヌ民族の文化を指し、それはこの時期を通して形成されていったものと考えられています^{*1}。

札幌市内でもアイヌ文化期の遺跡はいくつか見つかっており、事例としては少ないものの、中央に炉跡を伴う平地住居や平面が長楕円形で副葬品を伴う土坑墓、遺物では、主に鍋や刀、刀子といった金属製品のほか、漆器や陶磁器などが見つかっています^{*2}。

※1) 参考文献：長沼孝・越田賢一郎2011「時代の概観」「I 考古学から見た北海道」『新版北海道の歴史 上』北海道新聞社

※2) 市内のK528遺跡からは、中央に二つの炉をもつ擦文文化期の平地住居が見つかっており、アイヌ文化期への「移行期の様相を示すもの」と考えられています^{*3}。また、「アイヌ文化にみられる子熊飼育型のクマ送り、海獣狩猟などの習慣、耳飾りなどの装身具の着用など、オホーツク文化の影響なしに考えられないことが（中略）指摘されてきました^{*4}。このように、「アイヌ文化」を考える際には、擦文文化やオホーツク海沿岸を中心に広がったオホーツク文化からの継続性も重要と考えられています。

※3) 引用文献：長沼孝・越田賢一郎2011「二、竪穴住居から平地住居へ」「第5節 擦文文化からアイヌ文化へ」『新版北海道の歴史 上』北海道新聞社

※4) 引用文献：長沼孝・越田賢一郎2011「八、オホーツク人の系譜をめぐって」「第3節 北方文化の展開」『新版北海道の歴史 上』北海道新聞社

■石狩周辺への和人⁴⁸の流入

札幌を含む石狩川下流域は、鮭等の資源が豊富で、かつてアイヌ民族の集落が多く存在していました。1700年代後半には、豊平川流域などに松前藩がアイヌ民族と交易するための商場（後のイシカリ十三場所の一部）が成立し、相互の交易が盛んになりました。

アイヌ民族は、古くから狩猟・採集と補助的な農耕等に加え、交易を生業としていましたが、松前藩が幕府の許可を得て蝦夷地での交易を独占するようになると、次第に交易の条件等がアイヌ民族にとって不利なものに変わっていきます。イシカリ十三場所の成立期には、藩が商場の経営権を商人に委ねる場所請負制⁵⁰が一般化し、場所請負人である商人が直接漁業経営に乗り出すと、アイヌ民族は、和人商人らの取引相手から、漁場労働者へと立場を変えざるを得なくなりました。

■石狩役所の設置

いわゆる元文の黒船⁵¹来航（元文4年（1739年））により、ロシア帝国の脅威を認識した幕府は、蝦夷地の領有を対外的に宣言し、国防を強化するため、寛政11年（1799年）に東蝦夷地を、文化4年（1807年）には札幌を含む西蝦夷地を相次いで直轄化し

⁴⁶ 竪穴住居：地面を掘りくぼめ、その上方に屋根をかけた半地下式の住居形式。縄文・弥生・古墳時代に広く行われた。

⁴⁷ 平地住居：竪穴を掘らず、地表を床面として構築された住居形式。

⁴⁸ 和人：明治以前においては、本州から渡来してきた人たをいい、現在は日本のなかで一番人数の多い人たを、アイヌの人たたと並べて呼ぶときの呼び名

⁵⁰ 場所請負制：松前藩の藩主や藩士が、運上金を納めさせる代わりに蝦夷地における交易の権利を商人に委託し、交易を行う場所の経営を請け負わせた制度。

⁵¹ 元文の黒船：鎖国期であった元文4年（1739年）、牡鹿半島、房総半島、伊豆下田などに、ロシア帝国より来航した探検船。元文の黒船来航事件。

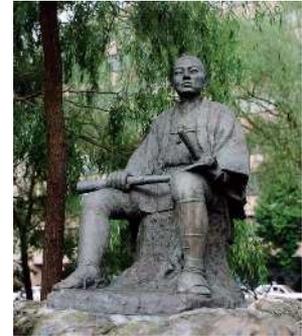
ました。文政4年（1821年）に一度松前藩に復領⁵²するも、安政2年（1855年）には蝦夷地全域を再び直轄化します。

幕府は前年、箱館奉行を置くとともに、東西蝦夷地交通の要衝であった石狩地方を国防と開拓の重要拠点と定め、石狩役所を設置し、幕府による札幌周辺の開拓が加速していくこととなりました。

■幕府の移民政策による諸村の開拓

幕末には、幕府が移民政策をとり、幕臣らが農地を開きました。安政4年（1857年）頃から、発寒、星置などで開墾が始まり、石狩役所の荒井金助が開いた荒井村は、後の篠路村となりました。安政5年（1858年）頃には、早山清太郎が札幌で初めて稲作を成功させ、その後篠路村に本拠を移しています。

慶応2年（1866年）、二宮尊徳門下で報徳仕法（農村復興政策）を学び、渡島国で開拓の実績があった大友亀太郎が、幕府の命を受けて御手作場⁵³を開き、大友がこのとき開削した「大友堀」は、後に創成川の一部となりました。



大友亀太郎像
札幌市公文書館所蔵

札幌のアイヌ民族の歴史

これまで札幌の歴史は、その多くが幕末から明治期以降に各地から移住した人々の「開拓の歴史」として語られ、アイヌ民族の姿が登場するのは、近世以前に限られることも少なくありませんでした。札幌のアイヌ民族を知る手掛かりとなる文献や史料の不足がその一因ですが、昭和30年代頃まで、アイヌ民族の動態についての公的な調査・把握が行われてこなかったことが、こうした事態を招いたとの指摘もあります。

実際には、アイヌ民族は、明治期以降も札幌開拓の様々な場面で働き手として貢献するなど、国の土地政策・同化政策の影響を受けながらも、今日まで札幌の生活者であり続けています。また、20世紀になり、北海道の政治・経済の中心都市となった札幌は、アイヌ民族にとって様々な活動の場ともなってきました。

大正時代には、キリスト教伝道師ジョン・バチェラーが中心となり、札幌の中等学校等に通うアイヌ民族の若者の寄宿舎となる「バチェラー学園」が開設されましたが、アイヌ民族の女性でバチェラーの養女となったバチェラー八重子らが寄稿した「ウタリグス」誌の反響などもあり、学園には多くのアイヌ民族が集いました。昭和に入り、アイヌ民族の伝統工芸に対する社会的関心が高まると、市内にアイヌ民族が営む工芸店が登場します。

昭和57年（1982年）には、開拓使による河川での鮭の採捕禁止により行われなくなっていた、新しい鮭を迎えるアイヌ民族の伝統儀式「アシリチェブノミ」が豊平川で復活し、また、平成6年（1994年）には、国の重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊（昭和59年（1984年）指定）の保護団体に札幌ウポポ保存会が指定されるなど、札幌では、アイヌ民族の伝統文化を継承する活動も続けられています。

⁵² 復領：異国の脅威のため一時幕府の直轄領としていた蝦夷地を、再び松前藩の領地としたこと。

⁵³ 御手作場：官の扶助・保護によって開墾した農場のこと。

(6) 近現代（市制施行まで）

■ 開拓使の設置

明治2年（1869年）、明治政府は開拓使を設置し、北海道開拓の拠点として、札幌の都市建設が始まりました。中でも、黒田清隆が開拓を主導した明治4年（1871年）以降は、潤沢な予算に支えられ、アメリカ合衆国を主体とした多数の外国人技師の招へいと最先端技術の導入により、農業の近代化や産業の振興が計画的に進められました。



北海道庁庁舎
北海道大学附属図書館所蔵

明治15年（1882年）には開拓使が廃止され、函館県・札幌県・根室県が並立した3県一局時代を経て、明治19年（1886年）からは北海道庁が設置され、札幌はその本庁所在地となりました。

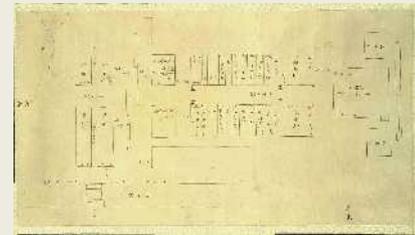
本州ほかの各地からの移住者により形成された町村と中心市街地を結ぶ交通網等の整備、湿地帯の排水による農地化が進んだことは、後年の人口増に対応した、周縁部を含めた急速な都市化を支える基盤となりました。一方で、先住民族であるアイヌ民族は、それまでのように土地を利用できなくなり、生活に深刻な影響を受けることとなりました。

トピック

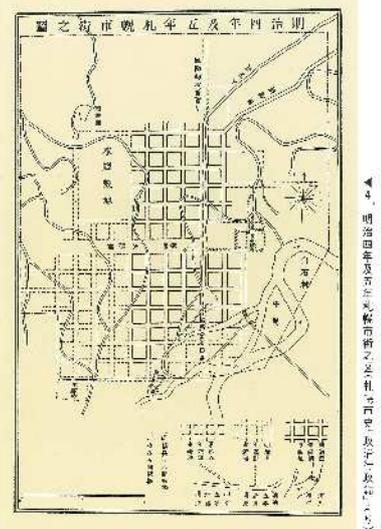
島義勇と岩村通俊

開拓使による札幌の都市建設は、旧佐賀藩士の開拓判官・島義勇の構想から始まりました。明治2年（1869年）10月、この地に到着した島は、現在の円山にあたるコタンベツの丘から眼下に広がる大地を見下ろし、街づくりに思いを巡らせたと言われています。島の構想を記した「石狩国本府指図」には、現在の札幌の特徴につながる整然とした街区割りや、後の大通公園に相当する（官民街を分ける）空閑地も既に見られます。島は先住のアイヌ民族や幕末に篠路へ入植していた和人の協力を得ながら市街地整備事業を進めましたが、着手から3か月余り経った明治3年（1870年）1月、志半ばで任を解かれます。

島の解任後にその構想を引き継ぎ、手を加えて実際の街づくりに落とし込む仕事を進めたのは、後に北海道庁初代長官を務めることになる岩村通俊でした。島と岩村の時代を通して、札幌神社（後の北海道神宮）、日本最古の都市公園とされる偕楽園、札幌で最初の官立学校である資生館、後の歓楽街すすきのへ発展する遊郭などが次々と形成され、岩村の任期直後に竣工した開拓使本庁舎やお雇い外国人宿舎などの洋風建築物は、当時の市街地の景観を様変わりさせるものでした。二人の開拓判官の働きにより動き出した札幌の本府建設は、後に黒田清隆らが進めた「開拓使10年計画」による北海道開拓の足掛かりとなるものでした。



石狩国本府指図
北海道大学付属図書館所蔵



明治4年及び5年札幌市街之図
出典：『さっぽろ文庫別冊・札幌歴史地図（明治編）』
札幌市教育委員会編

札幌の屯田兵

札幌には、屯田兵が発展の礎を築いた地域があります。明治8年(1875年)、当時の琴似・発寒両村にまたがる地域に最初の屯田兵村である琴似兵村が、続いて明治9年(1876年)には、中心市街地に接し藻岩山と豊平川に挟まれた地域に山鼻兵村が開かれました。また、後年は北部低地に、明治20~21年(1887~1888年)の新琴似、明治22年(1889年)の篠路の両兵村が開かれ、軍事訓練を行いながら農地の開墾、道路や用水路・排水溝等の基盤整備等の任にあたりました。

札幌の屯田兵は、前期(琴似・山鼻兵村)は主に宮城、福島、青森等の東北地方からの、後期(新琴似・篠路兵村)は主に佐賀、熊本、福岡、山口等九州や西日本から志願者を入地させたもので、言葉や習慣の異なる地方から集まった人々が、慣れない土地で様々な苦労を経験しながら地域の発展を支えました。明治10年の西南戦争、明治28年の日清戦争など有事の出兵はもちろん、平時の警備や災害時出動などの治安維持も屯田兵の職務でした。



琴似屯田兵屋
北海道大学附属図書館所蔵

■地方自治の時代へ

明治32年（1899年）、北海道区制⁵⁴の制定と同時に、本府に始まる中心市街地が地方自治体としての札幌区となり、明治43年（1910年）には、札幌区に周辺の豊平・白石・札幌・藻岩の各町村の一部区域が編入されました。

大正時代に入ると、第一次世界大戦による軍需が札幌の鉱工業の発展を後押ししました。大正7年（1918年）に札幌区・小樽区を会場として開催された「開道五十年記念北海道博覧会」は、1か月半の期間中に140万人を超える来場者を記録する、当時の地方博覧会としては大変大きなもので、札幌は北海道内外に広く紹介されることとなりました。

このような中、大正11年（1922年）の市制施行により札幌市が誕生しました。

トピック

札幌農学校と遠友夜学校

北海道大学の前身である札幌農学校は、明治5年（1872年）、北海道開拓に従事する人材育成のため、東京に「開拓使仮学校」が開設されたことに始まります。明治8年（1875年）の札幌移転後に「札幌学校」となり、さらに翌年には「札幌農学校」へと改称されました。同校は、日本で初めて学士の学位を授与する仕組みを持った教育機関でもあります。

初代教頭としてマサチューセッツ農科大学の学長であったウィリアム・クラークが招かれ、8か月の在任期間中にその教えを受けた第一期生には、後の北海道帝国大学（札幌農学校の後身で、大正7年（1918年）に設置され、昭和22年（1947年）に北海道大学に改称）初代総長となる佐藤昌介ら、また、クラークの帰国後、ウィリアム・ホイラーが教頭に就任した後に入学した第二期生には、内村鑑三、宮部金吾らの名が見られるなど、北海道開拓のみならず近代日本の発展に貢献した多くの人材が同校から輩出されました。

また、札幌農学校と関係が深い札幌の歴史に残る特色ある学びの場として、「遠友夜学校」があります。遠友夜学校は、明治27年（1894年）、札幌農学校を卒業し同校の教授となっていた新渡戸稲造とその支持者により開かれた私塾で、経済的な理由で就学できない青少年らの学ぶ意欲に応えるため、当時としては珍しく、男女の別なく無料で授業を行いました。その崇高な精神に共鳴し、無償で学務や教師の仕事を買って出た友人や札幌農学校生、温かな援助を惜しまなかった市民らにも支えられ、50年にわたり、年齢・性別にかかわらず多くの市民に学びの機会を提供し続けました。



遠友夜学校新校舎
出典：記念写真帖(昭和5年)

⁵⁴ 北海道区制：市制に関連した大日本帝国憲法下における地方自治に関する勅令。札幌区・函館区・小樽区、旭川区、室蘭区、釧路区がそれぞれ発足した。大正13年（1923年）、本勅令は廃止された。

(7) 近現代（市制施行後）

昭和 12 年（1937 年）、第 5 回冬季オリンピックの札幌開催が決まるも、日中戦争による国際情勢の悪化から、翌年には開催権の返上を余儀なくされます。

昭和 16 年（1941 年）には太平洋戦争が開戦し、戦時下の札幌では、食料や生活物資の不足、女性の軍需工場への動員など市民生活に様々な影響があり、食糧難から大通公園が野菜畑として利用されたこともありました。昭和 20 年（1945 年）7 月 14 日、15 日の北海道空襲では、札幌でも丘珠飛行場（現丘珠空港）や白石、東苗穂、手稲周辺で被害があり、死傷者を出しました。

終戦直後は狸小路の創成川岸一带には闇市ができ、生活必需品を求める市民が集まりました。一方、戦後まもない昭和 25 年（1950 年）には、大通公園を会場に最初の雪まつりが開催され、まだ小規模ながら雪捨て場だった大通をイベント会場にする市民活動の端緒が見られます。

戦後、札幌市は、昭和 30 年（1955 年）に札幌村、篠路村及び琴似町、昭和 36 年（1961 年）には豊平町、昭和 42 年（1967 年）には手稲町とそれぞれ合併したことで、市域は現在とほぼ同じ範囲に広がりました。また、この時代は、引揚者や疎開者の復帰、更に炭鉱離職者の流入など、北海道内の景気変動や産業構造の変化に伴う人口移動に出生率の向上も加わって人口が急増し、周縁部の農地等でも市街化が進みました。

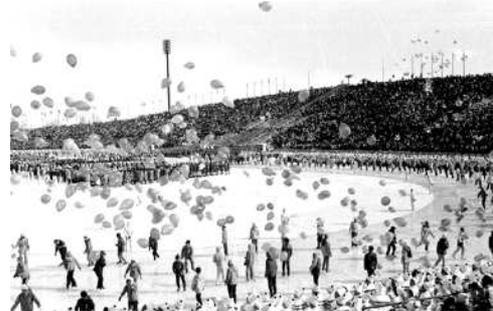
昭和 41 年（1966 年）に第 11 回冬季オリンピックの札幌開催が決定すると、大会に合わせたインフラ整備と建設ラッシュにより街の姿は大きく変わり、大会開催年の昭和 47 年（1972 年）に札幌市は政令指定都市となります。また、オリンピックの開催は、札幌の国内外での知名度向上や、国際都市としての市民意識の醸成など、今日の札幌につながる様々な変化をもたらしました。



札幌飛行場
札幌市公文書館所蔵



闇市(狸小路)
札幌市公文書館所蔵(複製)



札幌オリンピック開会式
札幌市公文書館所蔵



地下鉄南北線(ホーム)
札幌市公文書館所蔵

アイヌ民族をめぐる動き ～アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立まで～

■同化政策の始まり

近世以降、本州などからの移住が本格化すると、場所請負制や、国の土地政策、同化政策により、アイヌ民族はその生活と文化に大きな打撃を受けることとなりました。明治政府が、それまでアイヌ民族が居住していた土地や、狩猟や採集など活動の場としていた土地を官有地に編入し、民間に払い下げると、生活基盤を失ったアイヌ民族は困窮を深めることになりました。

■北海道旧土人保護法の成立

明治32年（1899年）、困窮するアイヌ民族救済のための法律として、「北海道旧土人保護法」が成立しました。この法律は、主にアイヌ民族の農耕民化と、日本語や和風の習慣の教育によって同化を進めようとするもので、農業に従事しようとするアイヌ民族に土地を付与する規定を設けたものの、実際に付与されたのは新規就農者には開墾が極めて困難な「未開地」であったため、アイヌ民族の生活向上につながる例は少数でした。また同法は、アイヌ民族の子ども達のための学校設置を規定しましたが、その後、学校でアイヌ語やアイヌ風的生活習慣を禁じたことは、アイヌ民族の子ども達が、それらを身に着ける機会を狭めることとなりました。

■民族自立に向けた活動

大正時代には、大正デモクラシーに象徴される社会の自由な雰囲気広がり、アイヌ民族自身による、民族復権に向けた活動が活発になります。知里幸恵、遠星北斗、バチエラー八重子らの著作の発表や、知里真志保によるアイヌ語学研究的活動は、アイヌ民族やアイヌ文化に対する社会的関心を高める契機となりました。



ジョン・バチエラー師の一家
北海道大学附属図書館所蔵

昭和21年（1946年）には、アイヌ民族の尊厳の確立と社会的地位の向上等を目的として、社団法人北海道アイヌ協会（後に、社団法人北海道ウタリ協会、現在は公益社団法人北海道アイヌ協会に改称）が設立されました。

■アイヌ文化振興法の成立

昭和59年（1984年）、当時の北海道ウタリ協会は、北海道旧土人保護法の廃止と、アイヌ民族の基本的人権の回復や差別の解消、教育・文化面における総合的な施策の実施等を定める法律の制定を、北海道知事及び議会に陳情しました。こうした活動は、平成9年（1997年）の北海道旧土人保護法の廃止と、協会が国に求めた内容のうち、主に文化に関する内容を反映した「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（「アイヌ文化振興法」）の成立につながりました。

■国際世論と国連宣言

1970年代半ば以降の、先住民族の境遇等についての国際的な関心の高まりは、先住民族の定義の確立を模索する活動（コーボ報告等）や、自己決定権をはじめとする先住民族の権利の保障等についての世論を喚起し、平成19年（2007年）には、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されます。国連宣言の翌年、日本の国会は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択しました。



「国際先住民族年とアイヌ民族の人権」
シンポジウム
札幌市公文書館所蔵

■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立

平成31年（2019年）2月、アイヌ文化振興法に代わる「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。この法律に初めてアイヌ民族を先住民族と明記したことは、アイヌ民族の地位向上への一歩との評価がある一方、土地や資源に対する先住民族の権利への言及がないなどの課題も指摘されています。

第3章

札幌市の文化財

第3章 札幌市の文化財

1 文化財の把握の方針

(1) 文化財を的確に把握するために

札幌市には、法令による指定等がなされているもの以外にも、市民にとって価値のある文化財が数多く存在していると考えられます。これらを的確に把握し、適切な保存・活用につなげるためには、文化財保護法等が定める分類や、指定・選定・登録にあたっての価値基準にとらわれず、札幌の歴史文化を反映する「もの」や「こと」を、幅広く捉える視点が重要となります。

上記を踏まえて、この計画における文化財の定義と、今後の文化財の把握の方針を以下に示します。

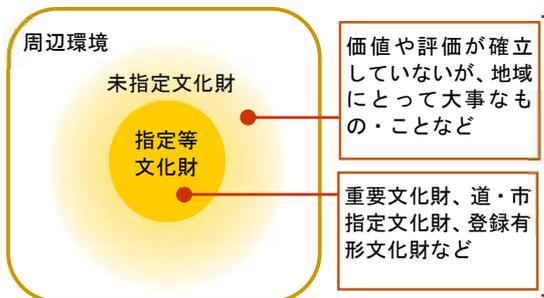
■文化財の定義

- 文化財は、文化財保護法等の法令による指定等がなされているか否かにかかわらず、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産です。文化財保護法の定める文化財6類型（有形・無形・民俗・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）による分類が困難なものも含め、この要件を満たすものはこの計画において文化財として取り扱います。

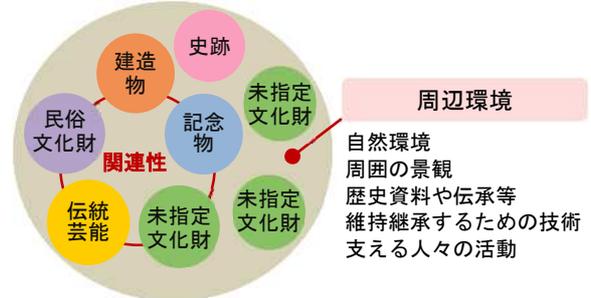
■文化財の把握の考え方

- 札幌の歴史文化を反映する様々な「もの」や「こと」を、市民が暮らしの中で大切に守り伝えてきたもの、失いたくないと考える地域の象徴のようなものや、文化財保護法による分類が困難なものなども含めて幅広く把握します。
- 文化財を単体としてではなく、札幌の歴史文化の理解に欠かせない関連する文化財や、周辺環境との結びつきに着目し、それらを一体のものとして把握します。

指定等の有無にかかわらず幅広く捉える



周辺環境まで含めて把握



文化財の把握の考え方

(2) 文化財の分類方法等

把握・収集した文化財は、文化財保護法等により指定、登録された文化財については、文化財保護法が規定する文化財の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型と文化財の保存技術により分類し、未指定の文化財については、次の分類により整理します。

指定等文化財の分類

大分類	中分類	小分類
有形文化財	建造物	建造物
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書跡・典籍
		古文書
		考古資料
		歴史資料
無形文化財		
民俗文化財	有形民俗文化財	
	無形民俗文化財	
記念物	遺跡	
	名勝地	
	動物、植物、地質鉱物	
文化的景観		
伝統的建造物群		
文化財の保存技術		

※ 埋蔵文化財包蔵地については、第3章札幌市の文化財 3 文化財の現状 (2) 埋蔵文化財に記載します。

未指定文化財の分類

大分類	中分類	小分類
不動産	景観要素	遺跡
		建築物・工作物
		土木構造物
		自然物
		景観
	空間要素	居住に関わる場
		信仰に関わる場
		伝承に関わる場
		遊びに関わる場
		生産に関わる場
		流通に関わる場
動産	有形要素	生活用品
		食・料理
		用具
		文献・資料
		美術工芸品
		生物
	無形要素	民俗・伝承
		技術
		言葉
		人物・団体

2 文化財に関する調査の概要

(1) 調査報告書等による既往調査の整理

書籍名	著者・編者	発行年
市内文化財基本調査書	札幌市教育委員会	昭和45年(1970年)
市内文化財基本調査 工作物資料	札幌市教育委員会	昭和45年(1970年)
札幌市文化財基礎調査 郷土史跡	札幌市教育委員会	昭和45年(1970年)
札幌市文化財基礎調査 工作物資料	札幌市教育委員会	昭和45年(1970年)
工作物(文化財基本調査)その1	札幌市教育委員会	昭和47年(1972年)
工作物(文化財基本調査)その2	札幌市教育委員会	昭和47年(1972年)
文化財調査報告	札幌市教育委員会	昭和59年(1984年)
文化財調査報告2	札幌市教育委員会	昭和59年(1984年)
文化財ノート1	札幌市	平成元年(1989年)
歴史的建造物基礎調査綴り	札幌市	平成8年(1996年)
郷土資料館収蔵品一覧	札幌市	平成12年(2000年)
登録文化財候補建造物基礎調査報告書	札幌市	平成15年(2003年)
近代和風建築総合調査報告書	北海道教育委員会	平成19年(2007年)
歴史的石造等建造物所在一覧(調査報告)	札幌市	平成19年(2007年)
埋蔵文化財調査報告書一式	札幌市教育委員会	昭和48年(1973年)～
歴史的資産活用推進事業に係る調査(H27年度)	札幌市	平成28年(2016年)3月
歴史的資産活用推進事業に係る調査(H28年度)	札幌市	平成29年(2017年)3月
歴史的資産活用推進事業に係る調査(H29年度)	札幌市	平成30年(2018年)3月
札幌市歴史的資産調査リスト	札幌市	平成30年(2018年)3月
札幌市指定有形文化財等候補物件選考調査業務	札幌市	令和4年度(2022年度)
令和5年度 未指定・未登録文化財(建造物)調査及び評価検討業務	札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会	令和6年(2024年)3月

(2) 近年の文化財調査

近年では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」における取組から、札幌市における文化財の保存・活用の方針を検討するため、指定等がないものを含めた、広範な文化財の把握を目的とした調査を実施しました。

1) 建造物・土木構造物に関する調査

平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)にかけて、文献調査により抽出した、建造物約600件及び土木構造物約220件の一部(建造物163件、土木構造物37件)について、現況調査を実施し、結果を個別シートにまとめました。

また、令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、札幌市内における未指定及び未登録文化財の現況や価値等の詳細な追跡調査を行うとともに、札幌市指定有形文化財等への該当性について、評価基準の検討を含めた分析を行

いました。

2) 郷土資料館収蔵資料に関する調査

市内の郷土資料館が所蔵する資料の概要を把握し、今後の取り扱いを考える際の基礎資料としました。

3) 新札幌市史等からの文化財の抽出調査

新札幌市史、さっぽろ文庫別冊から、建築・制作・発祥等から一定年数（50年以上）経過している「もの」や「こと」（成立年代不詳のものを含む）約9,100件を抽出し、併せてこれらの文化財について札幌の特徴を表す「キーワード」（開拓使、アイヌ文化、オリンピック、タマネギ栽培等）との関連性と併せて整理しました。

4) 札幌市による過去の調査結果の再整理

札幌市が昭和45年（1970年）以降に行った既往調査報告書に記載された文化財のリスト化を行いました。

5) 市民参加による文化財の調査・把握

市民が知る文化財の情報を広く収集するため、市内各地域の歴史文化を表す「大切なもの」「失いたくないもの」「なくなっては寂しいもの」を「地域のお宝」と題し、市民や地域から「地域のお宝」を広く募集するアンケートを実施しました。

①全ての市民を対象としたアンケート

調査名	「次の世代に残したい 地域のお宝 教えてください！！」
回収数	555件（Web500件、FAX・メール55件）
調査方法	1. Web上でのアンケートシステム 2. 広報さっぽろや札幌市ホームページの告知、区役所、まちづくりセンターへの配架
調査期間	1. 平成30年（2018年）8月1日（水）～8月2日（木） 2. 平成30年（2018年）8月1日（水）～9月28日（金）
設問	・自分の身近な地域のお宝（文化財）について ・札幌の歴史文化のイメージ

②連合町内会長へのアンケート

調査名	「連合町内会長が選ぶ 地域のお宝 教えて下さい！！」
回収数	37件（配布数110件、回収率33.6%）
調査方法	郵送配布、FAX・郵送・メール回収
調査期間	平成30年（2018年）8月1日（水）～9月3日（月）
設問	地域のお宝（文化財）について

③シンポジウム参加者へのアンケート

調査名	さっぽろれきぶんフェスについてのアンケート
調査対象	さっぽろれきぶんフェス来場者
回収数	78件
調査方法	シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」の来場者への配布・回収
調査日	平成30年（2018年）11月23日（金・祝）
設問	地域のお宝（文化財）について

6) 市民ワークショップ（『れきぶんワークショップ』）

市民が次世代に伝えたいと考える地域の文化財について話し合い、調べ、それら文化財同士のつながりや札幌の歴史文化の特徴を発見する連続講座『れきぶんワークショップ』を開催しました。

また、令和2年度（2020年度）からは、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会により、関連文化財群とストーリーの設定に向けた意見交換を行う場として、市民ワークショップを実施し、関連文化財群を構成する文化財の掘り起こしを行いました。

① 平成30年度

名称	札幌の歴史文化を知り・調べ・考える れきぶんワークショップ	
参加対象	札幌市民	
参加者数	25名	
実施期間	第1回ワークショップ	平成30年(2018年)8月25日(土)
	現地調査	平成30年(2018年)9月中旬～下旬
	第2回ワークショップ	平成30年(2018年)10月14日(日)
内容	第1回ワークショップ ・講演（札幌の街のなりたち） ・グループワークによる「地域のお宝」共有、選出 現地調査 ・グループごとに選出した「地域のお宝」に関する現地調査 第2回ワークショップ ・グループワークで「地域のお宝」の魅力を伝えるストーリーづくり	

② 令和2年度

名称	札幌の歴史を知り・調べ・考える れきぶんワークショップ2020
実施期間	第1回 令和2年8月23日 第2回 令和2年9月5日～6日 第3回 令和2年9月27日
参加人数	21名
内容	第1回 ・地域計画の説明、札幌の特徴、歴史文化についての勉強会 ・札幌軟石、大友堀、開拓使に関連する意見交換 第2回 ・現地調査（札幌軟石、大友堀、開拓使） 第3回 ・関連文化財群及びストーリー（案）の意見交換

③令和3年度

名称	れきぶんワークショップ2021
実施期間	第1回 令和3年8月22日 第2回 令和3年8月28日～29日 第3回 令和3年9月11日
参加人数	16名（オンライン開催）
内容	第1回 ・講演（札幌の歴史文化について～縄文文化と札幌オリンピック1972～） ・縄文文化、札幌オリンピックに関連する意見交換 第2回 ・自主調査（縄文文化、札幌オリンピック） 第3回 ・関連文化財群及びストーリー（案）の意見交換

④令和4年度

名称	れきぶんワークショップ2022
実施期間	第1回 令和4年9月25日 第2回 令和4年10月8日～9日 第3回 令和4年10月16日
参加人数	19名
内容	第1回 ・講演（札幌の歴史文化について） ・風物詩、積雪寒冷都市に関連する意見交換 第2回 ・現地調査（風物詩、積雪寒冷都市） 第3回 ・関連文化財群及びストーリー（案）の意見交換

④令和5年度

名称	れきぶんワークショップ2023
実施期間	第1回 令和5年12月23日 第2回 令和6年2月3日
参加人数	23名
内容	第1回 ・講演（「みち」、「酪農」、「鉄道と軌道」） ・みち、酪農、鉄道と軌道に関連する意見交換 第2回 ・関連文化財群及びストーリー（案）の意見交換

7) 札幌市地域文化財認定制度による地域文化財の公募

未指定・未登録の文化財の情報を発信することで、その価値や魅力を市内外に広く伝え、文化財保護の機運醸成を図ることを目指し、令和5年度より「札幌市地域文化財認定制度」を開始し、地域文化財候補の推薦を、広く市民に呼びかけました。

募集期間	令和5年8月1日～11月30日
広報	報道機関への投げ込み、広報さっぽろへの掲載、札幌市HPへの掲載、区役所等でのチラシ配布
推薦件数	8件
認定件数	5件（令和6年3月28日時点）

(3) 把握調査の整理分析

これまで整理した調査の概要をまとめると、札幌市の文化財に関する把握調査の現状は、次の表のように整理することができます。なお、把握調査の現状については、文化財保護法上の分類に基づいて記載します。

有形文化財の建造物については比較的把握調査が進んでいる一方で、建造物以外の有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物の調査は不十分なところがあり、また、調査は実施しているものの文化財として調査結果の整理ができていないものや、既往調査から年数が経過し、その後の状態が把握できていない文化財もあります。

さらに、文化的景観や伝統的建造物群、文化財の保存技術については、分類として調査を実施していない状況です。

なお、埋蔵文化財包蔵地や考古資料については、札幌市埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査が行われ、その結果が整理されております。

文化財把握の調査状況

大分類	中分類	小分類	調査状況
有形文化財	建造物	建造物	○
	美術工芸品	絵画	△
		彫刻	△
		工芸品	△
		書跡・典籍	△
		古文書	△
		考古資料	○
		歴史資料	△
無形文化財			△
民俗文化財	有形民俗文化財		△
	無形民俗文化財		△
記念物	遺跡		△
	名勝地		△
	動物、植物、地質鉱物		△
文化的景観			—
伝統的建造物群			—
文化財の保存技術			—

○：概ね調査ができており、引き続き調査を行っている

△：調査に着手しているものの調査不足、調査結果の整理ができていない

—：分類として調査を実施していない

3 文化財の現状

(1) 文化財保護法等による指定・登録文化財

札幌市には、令和6年（2024年）●月時点で、国指定文化財17件、道指定文化財4件、市指定文化財11件、国登録文化財26件の計58件の指定・登録文化財があります。

指定・登録文化財について、文化財保護法上における類型別に見ると、有形文化財の建造物が39件と最も多くなっており、多くが国登録有形文化財です。次いで有形文化財の美術工芸品が10件、記念物6件、民俗文化財2件、無形文化財1件と、特に民俗文化財と無形文化財が少なくなっています。

有形文化財（建造物）については近代以降の建築物の割合が高く、その中には、北海道大学の前身である旧札幌農学校（旧東北帝国大学）に由来する木造建築が多く含まれます。指定等を受けた建造物の大半は、札幌市・北海道・国立大学法人北海道大学が所有するもので、都心部にある一部の文化財は、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）や旧札幌農学校演武場（時計台）のように主要な観光拠点となり、札幌の歴史文化のイメージや魅力の形成に貢献しているものもあります。

有形文化財（美術工芸品）については、**擦文文化**の暮らしを伝える考古資料や幕末以降の北海道開拓に関する歴史資料などが指定されています。

無形文化財は、市指定の1件（丘珠獅子舞）、民俗文化財は、国指定の2件はいずれもアイヌ民族の伝統文化に関する文化財です。

記念物については建築物と同様に、近代以降の都市づくり等に関連する遺構があります。また、市街地と近接する原始林2件が国の天然記念物に指定されています。

文化財の指定・登録状況

類型		国			道		市	計	国 登録	合計	
		指定	選択	選定	指定	選択	指定				
有形文化財	建造物	8			2		3	13	26	39	
	美術 工芸 品	絵画									
		彫刻						1	1		1
		工芸品	2						2		2
		書跡・典籍									
		古文書									
		考古資料				1		1	2		2
		歴史資料	1			1		3	5		5
無形文化財							1	1		1	
民俗文化財	有形民俗文化財	1						1		1	
	無形民俗文化財	1						1		1	
記念物	遺跡	2					2	4		4	
	名勝地										
	動物、植物、地質鉱物	2						2		2	
文化的景観											
伝統的建造物群											
文化財の保存技術											
合計		17			4		11	32	26	58	

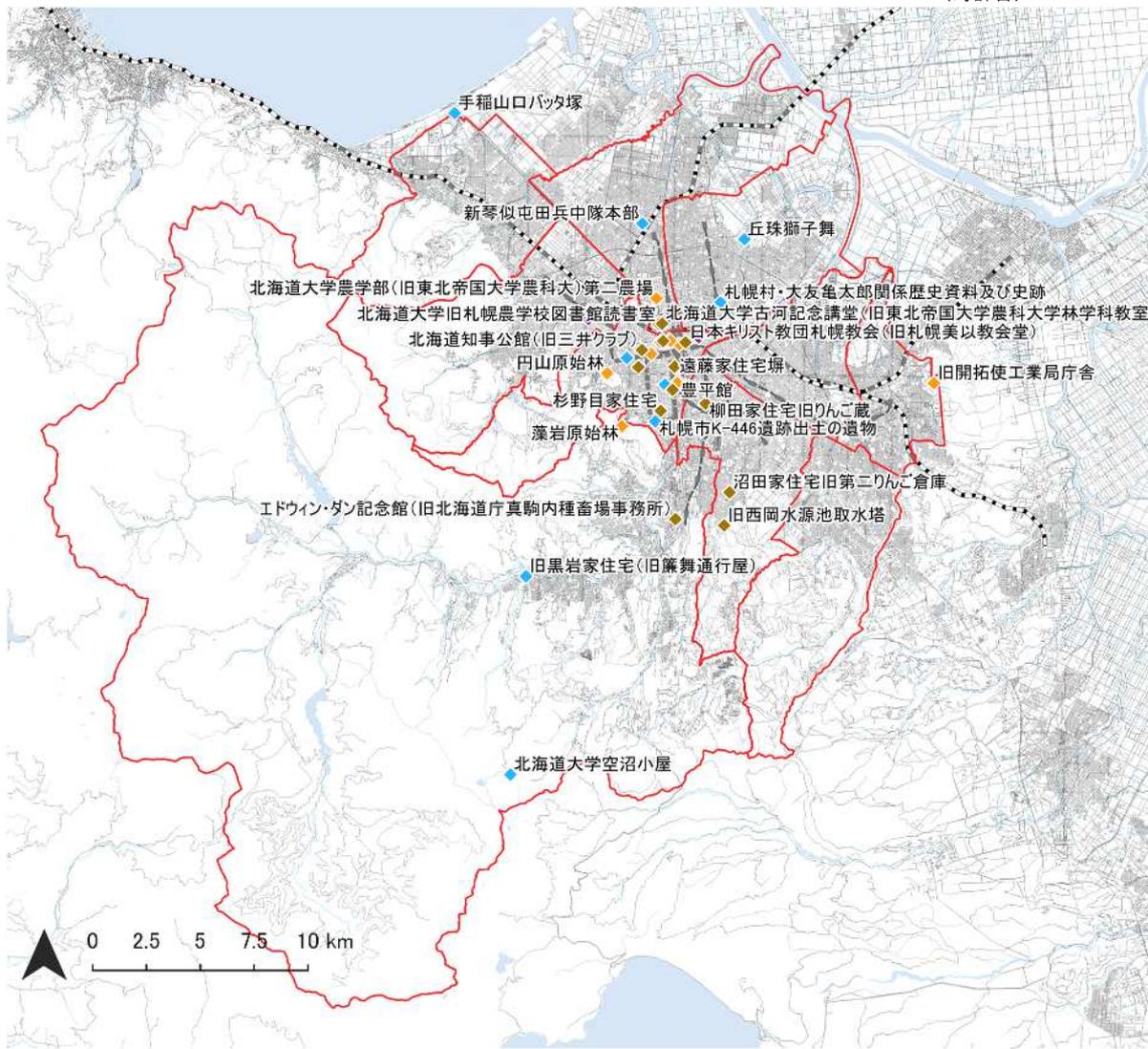
※令和6年(2024年)●月時点



北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)



旧札幌農学校演武場(時計台)



指定・登録文化財の分布

※P●～●の各表における名称はそれぞれ指定・選定等がされた名称を記載しているため、同一のものでも名称が一致しない場合があります。

■有形文化財（建造物）

国指定重要文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
八窓庵 (旧舎那院忘筌)	中央区中島公園1番	札幌市	昭25. 8. 29	江戸初期の茶人小堀遠州(1579～1647年)の晩年の作と伝えられる草庵風の茶室。
豊平館	中央区中島公園1番20号	札幌市	昭39. 5. 26	明治13年に開拓使が建てた洋風建築物で、明治初期のホテル建築の貴重な遺構。
北海道庁旧本庁舎 (赤れんが庁舎)	中央区北2・3条西5・6丁目	北海道	昭44. 3. 12	明治21年に建てられた米国風ネオ・バロック様式の官庁建築物。
北海道大学農学部 (旧東北帝国大学農科大学)第二農場	北区北18・19条西7・8丁目 北海道大学構内	国立大学法人 北海道大学	昭44. 8. 19	明治42年から本道酪農の模範農場として造られた。耕馬舎、穀物庫等全9棟。
旧札幌農学校演武場 (時計台)	中央区北1条西2丁目	札幌市	昭45. 6. 17	米国中西部建築様式の影響を受けた実用的な建物で、明治11年に開拓使が建築。
北海道大学農学部 植物園・博物館	中央区北3条西8丁目 北大植物園内	国立大学法人 北海道大学	平1. 5. 19	明治15年建築の博物館本館 同33年建築の博物館事務所 同17年建築の博物館倉庫 同44年建築の植物園門御所など。
旧開拓使工業局庁舎	厚別区厚別町小野幌 (北海道開拓の村内)	北海道	平25. 8. 7	明治10年に札幌市街中心部に建設され、昭和54年に北海道開拓の村に創建時の姿で移築された。明治初期の北海道開拓を支えた開拓使工業局の工作場の現存唯一の遺構。
旧札幌控訴院庁舎	中央区大通西13丁目	札幌市	令2. 12. 23	大正15年に建てられた、煉瓦・軟石・RC構造の洋風建築物。

道指定有形文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
琴似屯田兵屋	西区琴似1条7丁目 琴似神社境内	琴似神社	昭39. 10. 3	明治8年に入植した北海道最初の屯田兵村の兵屋の1棟で、兵屋番号140番の遺構。
旧永山武四郎邸	中央区北2条東6丁目 2番地	札幌市	昭62. 11. 27	第2代北海道庁長官永山武四郎の私邸で、明治10年代前半に建築された和洋折衷の住宅。

市指定有形文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
清華亭	北区北7条西7丁目	札幌市	昭36. 6. 7	札幌最初の公園「偕楽園」に明治13年貴賓接待所として建築。
新琴似屯田兵中隊本部	北区新琴似8条3丁目	札幌市	昭49. 4. 20	明治19年に新琴似屯田兵村の本部として建築されたもので、週番所(中隊本部)としては札幌における唯一の遺構。
旧黒岩家住宅 (旧簾舞通行屋)	南区簾舞1条2丁目	札幌市	昭59. 3. 28	明治5年に有珠新道の交通の要所となるミソマップ(簾舞)に建築されたもので、札幌における通行屋の唯一の遺構。
旧札幌控訴院	中央区大通西13丁目	札幌市	平30. 3. 8	大正15年に建てられた、煉瓦・軟石・RC構造の洋風建築物。

国登録有形文化財

名称	所在地	所有者	登録年月日	概要
北海道大学古河記念講堂（旧東北帝国大学農科大学林学科教室）	北区北9条西7丁目 北海道大学構内	国立大学法人 北海道大学	平9.9.3	明治42年に建てられた、フランス・ルネサンス風の木造建築物。
北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）	中央区南4条西17丁目	学校法人北星学園	平10.9.2	大正15年、スイス人建築家ヒンデルが実施設計して建てた洋風建築。
日本基督教団札幌教会（旧札幌美以教会堂）	中央区北1条東1丁目	日本基督教団 札幌教会	平10.9.2	明治37年に建てられた、ロマネスク風の教会建築。
北海道知事公館（旧三井クラブ）	中央区北1条西16丁目	北海道	平11.10.14	昭和11年に三井家札幌別邸新館として建てられた、ハーフトインバーの洋館。
杉野目家住宅	中央区南19条西11丁目	個人所有	平11.10.14	昭和8年に建てられた、チューダー様式による集中暖房住宅。
北海道大学農学部博物館 パチェラー記念館	中央区北3条西9丁目 北大植物園内	国立大学法人 北海道大学	平12.4.28	明治31年建築のパチェラー博士の旧宅を移築した、総2階建、全面下見板張の洋館。
北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校動植物学教室） ※現 宮部金吾記念館	中央区北3条西8丁目 北大植物園内	国立大学法人 北海道大学	平12.4.28	明治34年建築、昭和17年に建物の一部を移築したもの。木造2階建。
北海道大学旧札幌農学校 昆虫及養蚕学教室	北区北9条西8丁目 北海道大学構内	国立大学法人 北海道大学	平12.4.28	明治34年に建てられた、I字型平面を持つ木造平屋建の建物。
北海道大学旧札幌農学校 図書館読書室	北区北9条西8丁目 北海道大学構内	国立大学法人 北海道大学	平12.4.28	明治35年に建築された、T字型平面を持つ木造平屋建の図書館閲覧棟。
北海道大学旧札幌農学校 図書館書庫	北区北9条西8丁目 北海道大学構内	国立大学法人 北海道大学	平12.4.28	明治35年に建築された、煉瓦造2階建、切妻造りの倉庫建築。
エドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所）	南区真駒内泉町1丁目	札幌市	平12.9.26	明治20年建築。下見板張、寄棟造で、正面中央の玄関及び屋根窓は切妻造。
旧西岡水源池取水塔	豊平区西岡公園内	札幌市	平13.8.28	明治42年に建築された水道施設の遺構の一部。
黒田家住宅主屋 黒田家住宅蔵 黒田家住宅表門 黒田家住宅石塀	中央区南13条西7丁目	黒田合資会社	平22.9.10	大正13～15年に建築された大正末の地域の建築事情を知る上で貴重な住宅。
沼田家住宅旧第二りんご倉庫	豊平区西岡4条10丁目	個人所有	平24.8.13	昭和28年建築。整った意匠が特徴の煉瓦造倉庫。
柳田家住宅旧りんご蔵	豊平区平岸2条5丁目	個人所有	平24.8.13	大正後期に建てられた、草創期の煉瓦造りんご貯蔵庫。煉瓦造2階建て。
遠藤家住宅主屋 遠藤家住宅蔵 遠藤家住宅南石蔵 遠藤家住宅北石蔵 遠藤家住宅表門 遠藤家住宅塀	中央区南6条西5丁目	個人所有	平26.10.7	大正8年頃建築。札幌軟石と煉瓦の塀で囲まれ、洗練された意匠を持つ近代和風建築。
札幌市旧三菱鉱業寮	中央区北2条東6丁目	札幌市	令1.9.10	三菱鉱業株式会社が、昭和12年頃に旧永山武四郎邸に附設する形で福利厚生施設として増築した洋館。
北海道大学空沼小屋	南区常磐	国立大学法人 北海道大学	令4.6.29	昭和3年に建てられた、スイス人建築家ヒンデルが設計したスイス風の山小屋。

■有形文化財（美術工芸品等）

国指定重要文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
太刀 銘国俊	—	個人所有	昭 8. 1. 23	山城国粟田口の刀鍛冶、国俊作の太刀。刃文は甘美ではないが鍛えが優れており、古来名刀として名高い。
刀 無銘伝来国行	—	個人所有	昭 31. 6. 28	その作風と優れた技量からみて来派の作と鑑定されるもので、国行の作と見られる健全な名刀。
箱館奉行所文書	道立文書館の移転に伴い、令和2年4月から江別市文京台の新施設で閲覧等の対応予定	北海道	平 16. 6. 8	神奈川条約に基づいて設置された箱館奉行所及び出先機関で作成・受理された167点の文書。
開拓使文書	道立文書館の移転に伴い、令和2年4月から江別市文京台の新施設で閲覧等の対応予定	北海道	平 26. 8. 21	明治2年に設置された北海道・千島・樺太を管轄した開拓使の文書。
カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）	北区北8条西5丁目 北海道大学附属図書館	国立大学法人 北海道大学	令 1. 7. 23	カラフト西岸ナヨロの惣乙名（複数村落の統括者）をつとめたアイヌの氏族長の家に保管、伝来した文書群。

道指定有形文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
札幌市 K-446 遺跡出土の遺物	中央区南 22 条西 13 丁目 札幌市埋蔵文化財センター	札幌市	昭 55. 8. 12	擦文時代の土器、土製支脚、紡錘車の合計 17 個。
新琴似村屯田兵村記録	北区北 8 条西 5 丁目 北海道大学附属図書館	国立大学法人 北海道大学	平 28. 3. 31	北区新琴似地区に入地した屯田兵の明治中期～昭和初期の自治活動に関する記録。

市指定有形文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
木造日蓮聖人坐像	中央区南 11 条西 19 丁目 豊葦山妙心寺	豊葦山妙心寺	昭 56. 7. 21	彩色寄木造りで、僧日住が厄除けのため寛文 6 年(1666 年)に造立させたもの。
札幌村・大友亀太郎関係歴史資料及び史跡	東区北 13 条東 16 丁目 札幌村郷土記念館	札幌市	昭 62. 2. 20	慶応 2 年 (1866 年)、札幌村は大友亀太郎によって開拓が進められ、その後、玉葱栽培の先進地として発展した。これらの歴史資料及び役宅跡。
旧琴似川流域の堅穴住居跡分布図	中央区南 22 条西 13 丁目 札幌市埋蔵文化財センター	札幌市	平 16. 8. 25	明治 27・28 年頃高畑宜一氏により作成された、市内都心部から北区麻生町付近までの擦文時代(約 1300 年～800 年前)の堅穴住居跡の窪みを約 720 ヶ所記録した分布図。
札幌市 N30 遺跡出土品	中央区南 22 条西 13 丁目 札幌市埋蔵文化財センター	札幌市	平 16. 8. 25	平成 7・8 年に、西区二十四軒 4 条 1 丁目で発掘調査した縄文時代後期から晩期(約 3700～2300 年前)の出土品(1, 413 点)。縄文時代晩期末の墓からは、土偶やサメの歯も出土。
札幌独立キリスト教会文書	中央区大通西 22 丁目 札幌独立キリスト教会	札幌独立キリスト教会	平 28. 7. 28	クラーク博士起草の「イエスを信ずる者の契約」等、明治初期の文書計 7 点。

■無形文化財

市指定無形文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
丘珠獅子舞	東区丘珠（保持団体住所）	丘珠獅子舞保存会	昭49.10.25	明治25年に富山県からの移住者によって伝えられ、伝承してきた獅子舞。

■民俗文化財

国指定重要有形民俗文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
アイヌのまるきぶね	中央区北3条西8丁目 北大植物園 北方民族資料室内	国立大学法人 北海道大学	昭32.6.3	木をくりぬいて製作された河沼用の丸木舟。

国指定重要無形民俗文化財

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
アイヌ古式舞踊	南区小金湯27 札幌市アイヌ文化交流センター（保護団体事務局）	札幌ウポポ保存会	平6.12.21 （保護団体指定）	アイヌ民族に伝承されている芸能。

■史跡名勝天然記念物

国指定史跡

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎	中央区北2・3条西5・6丁目	北海道	昭42.12.15	明治6年10月に建築された開拓使札幌本庁舎跡。
琴似屯田兵村兵屋跡	西区琴似2条5丁目	札幌市	昭57.5.7	明治7年に建設された北海道最初の屯田兵村の兵屋跡で兵屋番号133番。

国指定天然記念物

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
円山原始林	円山	林野庁	大10.3.3	海拔226mの山で390種の植物分布が見られる。
藻岩原始林	藻岩	林野庁	大10.3.3	414種の冷温帯の豊富な植物分布がある。海拔531m。

市指定史跡

名称	所在地	所有者	指定年月日	概要
手稲山口バツタ塚	手稲区手稲山口	札幌市	昭53.8.21	明治16年にトノサマバツタの大群を駆除するために、大量の卵のうを埋めた畝状の塚跡。
札幌村・大友亀太郎関係歴史資料及び史跡（再掲）	東区北13条東16丁目 札幌村郷土記念館	札幌市	昭62.2.20	慶応2年（1866年）、札幌村は大友亀太郎によって開拓が進められ、その後、玉葱栽培の先進地として発展した。これらの歴史資料及び役宅跡。

(2) 埋蔵文化財

札幌市では、昭和 47 年（1972 年）から埋蔵文化財の保護・調査に取り組み、現在までに 542 箇所（令和 6 年（2024 年）4 月現在）の埋蔵文化財包蔵地を確認しています。

(3) 未指定文化財

未指定文化財については、既往報告書等や市民アンケート、ワークショップ、シンポジウム、計画策定時のパブリックコメントなどでいただいた情報を基にリストを作成しています。

そのため、市内に存在するすべての文化財を把握しきれていないとは言えません。また、行政による保護措置が図られていないため、その価値が十分に理解されず、管理が難しくなり、滅失・散逸するおそれがあります。

そのため、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制整備が必要です。

令和 5 年 8 月現在、札幌市では 2317 件の未指定文化財があげられており、その内訳は、以下の表のとおりです。

種別で見ると景観要素（1866 件）、有形要素（278 件）、無形要素（115 件）、空間要素（43 件）の順に件数が多くなっています。

景観要素には、「篠路屯田兵屋」や「旧札幌麦酒会社工場」などの建築物・工作物や、「アンパン道路」や豊平橋などの土木構造物などがあります。その他には、明治時代以来、建築材料として使用され、札幌の景観を形作ってきた札幌軟石などの自然物、公園や緑地などの景観のように市民の生活に密接に関わってきたものが現存しています。

空間要素には、さまざまな活動が行われてきた場として「旧定山溪鉄道」や「旧月寒種羊場」などがあげられます。

有形要素には、先人たちが作り、使用していた日用品や用具などのほか、開拓使時代の様子を知ることができる資料や絵地図、写真などの文献・資料があります。食・料理には、明治期に海外から導入されたあと、研究と改良により誕生した「札幌黄」や「札幌大球」などの札幌の歴史を伝える伝統野菜が残されています。

無形要素については、民俗・伝承には、保存団体によって今日まで継承され、札幌市地域文化財に認定されている「篠路歌舞伎」や「新琴似歌舞伎」などの伝統芸能や、「札幌まつり（北海道神宮例祭）」から各地域で開催される「盆踊り」などの風物詩となっているイベント・行事があります。また、札幌市内には、アイヌ語が由来となった地名が数多く残されています。アイヌ語地名は、アイヌの人たちの伝統的な生活や自然環境を理解するうえで、貴重な財産となっています。

未指定文化財の件数

大分類	中分類	小分類	件数	
不動産	景観要素	遺跡	43	
		建築物・工作物	1383	
		土木構造物	232	
		自然物	74	
		景観	149	
	空間要素	居住に関わる場	7	
		信仰に関わる場	2	
		伝承に関わる場	9	
		遊びに関わる場	3	
		生産に関わる場	15	
		流通に関わる場	7	
動産	有形要素	生活用品	26	
		食・料理	6	
		用具	27	
		文献・資料	125	
		美術工芸品	89	
		生物	5	
	無形要素	民俗・伝承	89	
		技術	2	
		言葉	5	
		人物・団体	19	
	合計			2317

(4) 札幌市地域文化財認定制度

札幌市地域文化財認定制度は、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた未指定・未登録の文化財を札幌市地域文化財として認定することで、その価値や魅力を市内外に広く伝え、文化財保護の機運醸成を図ることを目指し、令和5年（2023年）7月に創設されました。令和5年度（2023年度）には、5件の札幌市地域文化財が認定されました。

札幌市地域文化財

名称	分類	所在地	所有者	認定年月日	概要
篠路歌舞伎	民族・伝承 (無形民俗文化財)	北区篠路	篠路歌舞伎保存会	令 6.3.28	明治35年発祥の北区篠路地域に伝承される民俗芸能。昭和9年11月に一度終焉を迎えるが、昭和60年に復活。
新琴似歌舞伎	民族・伝承 (無形民俗文化財)	北区新琴似	新琴似歌舞伎伝承会	令 6.3.28	明治30年頃発祥の北区新琴似地域に伝承される民俗芸能。大正5年頃に一度終焉を迎えるが、平成5年に復活。
苗穂小学校学校記念館	建築物・工作物 (有形文化財(建造物))	東区北9条東13丁目	札幌市	令 6.3.28	昭和12年に建設された木造校舎の一部を保存したもので、札幌市街地では唯一の木造2階建て校舎。
阿部家住宅及び庭	建築物・工作物 (有形文化財(建造物)) 景観 (記念物(名勝))	北区	個人所有	令 6.3.28	住宅は明治30年代に建築されたとされる洋風建築物で、札幌で数少なくなった明治期からの建物。庭は昭和戦前期頃の植生と言われるクリの木、灯籠や飛び石が当時の面影を伝え、建造物と庭園が一体で保存されている。

※ () は文化財保護法上の分類

(5) さっぽろ・ふるさと文化百選

さっぽろ・ふるさと文化百選は、昭和63年（1988年）に札幌創建120周年を記念して、「北国の生活の息吹と開拓の労苦を伝える身近な文化遺産を再発見し、市民自らの手でこれを守り、後世に伝えていくこと」を目的として、札幌市が選定した計100点（選定当時。建物46件、遺跡26件、街並み19件、用具5件、まつりや行事など4件）の文化財です。

さっぽろ・ふるさと文化百選の一部は指定等文化財や景観資産にもなっています。

さっぽろ・ふるさと文化百選

	番号	名称	所在地	備考
建物	1	旧札幌麦酒会社工場	中央区北2東4~5	
	2	旧福山商店	中央区北3東3	
	3	カトリック北1条教会	中央区北1東6	※札幌景観資産
	4	日本キリスト教団札幌教会	中央区北1東1	※札幌景観資産 ※国登録有形文化財(日本基督教団札幌教会)
	5	東辰医院	中央区大通東7	平成3年解体
	6	旧遠藤醸造店	西区宮の沢2-2	平成2年解体、平成7年一部再現
	7	秋野絵本店薬局	中央区南1西1	
	8	豊水小学校大典記念文庫	中央区南8西2	
	9	浅野邸	中央区南5西8	平成22年解体

10	東本願寺札幌別院	中央区南 8 西 8	
11	旧小熊邸	中央区伏見 5	平成 10 年移築 ※札幌景観資産
12	旧藪商事ビル	中央区南 1 西 13	※札幌景観資産
13	杉野目邸	中央区南 19 西 11	※登録有形文化財 ※札幌景観資産
14	旧北星女学校宣教師館	中央区南 4 西 17	※札幌景観資産 ※国登録有形文化財(北 星学園創立百周年記念 館)
15	北海道拓殖銀行旧本店	中央区宮の森 904	平成 14 年解体
16	大倉シャンツェ	中央区宮の森 1274	
17	知事公館	中央区北 1 西 16	※国登録有形文化財(北 海道知事公館)
18	旧札幌控訴院	中央区大通西 13	※国指定重要文化財 (旧札幌控訴院庁舎)
19	伊藤邸	中央区北 5 西 8	平成 6 年解体
20	旧札幌博物場	中央区北 3 西 9 北大植物園内	※国指定重要文化財 (北海道大学農学部植 物園・博物館)
21	旧パチェラー邸	中央区北 3 西 9 北大植物園内	※国登録有形文化財 (北海道大学農学部博 物館パチェラー記念 館)
22	中央警察署	中央区北 1 西 5	平成 8 年解体、 平成 10 年一部復元
23	旧庁立図書館	中央区北 1 西 5	
24	旧札幌農学校校舎	北区北 9 西 8 北海道大学構内	※国登録有形文化財 (北海道大学旧札幌農学 校昆虫及養蚕学教室、 図書館読書室、図書館 書庫)
25	古河記念講堂	北区北 9 西 7 北海道大学構内	※国登録有形文化財 (北海道大学古河記念講 堂)
26	旧藤高等女学校校舎	北区北 16 西 2 藤学園内	平成 13 年解体 平成 15 年一部復元
27	新琴似屯田兵屋	北区新琴似 1-5	平成 25 年解体
28	近藤牧場	北区新川 694	
29	篠路屯田兵屋	北区屯田 5-6 屯田地区センター郷土 資料館	
30	篠路駅周辺の倉庫群	北区篠路 3-7	
31	北海湯	東区北 7 東 3	※札幌景観資産
32	旧菊亭脩季邸	東区北 7 東 8	平成 9 年解体
33	旧札幌製糖会社工場	東区北 7 東 9	(サッポロビール博物館)
34	本龍寺の妙見堂	東区北 14 東 15	
35	JR苗穂工場	東区北 5 東 14	
36	旧馬場農場のサイロ	厚別区厚別中央 2-3	
37	旧出納邸	厚別区上野幌 1-5	
38	恵庭荘	厚別区上野幌 1-5	
39	旧北部軍司令官官邸	豊平区月寒東 2-2	
40	八紘学園の洋館と牧舎	豊平区月寒東 1-12~13	※札幌景観資産
41	旧石山郵便局	南区石山 2-3	※札幌景観資産

	42	旧真駒内種畜場事務所	南区真駒内泉町 1	※札幌景観資産 ※国登録有形文化財(エドウィン・ダン記念館)
	43	旧有島武郎邸	南区芸術の森 2	
	44	ヘルベチアヒュッテ	南区定山溪	
	45	三谷牧場	西区発寒 8-13	平成 15 年敷地の縮小 平成 30 年解体
	46	旧軽川駅舎	手稲区手稲本町 1-3	平成 11 年解体
遺跡	47	島義勇とコタンベツの丘	中央区宮ヶ丘	
	48	札幌焼釜跡	中央区界川 4	
	49	すすきの遊廓跡	中央区南 4~5 西 3~4	
	50	札幌建設の地	中央区南 1 西 1	
	51	遠友夜学校跡	中央区南 4 東 4 新渡戸稲造記念公園内	
	52	吉田茂八ゆかりの地	中央区南 5 東 4	
	53	札幌農学校とクラーク博士	北区北 9 西 7 北海道大学構内	
	54	北大遺跡保存庭園	北区北 18 西 11~12 北海道大学構内	
	55	偕楽園跡	北区北 7 西 7 偕楽園緑地	
	56	荒井金助と早山清太郎ゆかりの地	北区篠路町篠路 5-10 龍雲寺	
	57	篠路の馬魂碑・馬頭観音	北区篠路町拓北山口太師内ほか	
	58	藍栽培ゆかりの地	北区篠路町篠路 425 辺り(ペケレット湖園)	
	59	大友堀跡	東区北 13 東 16 大友公園内	
	60	日の丸農場跡	東区北 41 東 10 ひのまる公園内	
	61	レンガ工場跡	白石区本通 9 南	
	62	白石入植の地	白石区本通 14 北 1	
	63	志村鐵一ゆかりの地	豊平区豊平 4-1	
	64	平岸リンゴ園跡	豊平区平岸 2-17 天神山緑地内	
	65	平岸の開拓と精進川	豊平区平岸	
	66	アンパン道路	豊平区月寒西 4-6 アンパン道路記念碑	
	67	伝説・おいらん淵	南区真駒内柏丘 12 藻南公園内	
	68	石山軟石採掘場跡	南区石山 78	
	69	本願寺街道	南区廉舞 3-3(簾舞中学校周辺)	
	70	旧定山溪鉄道	南区定山溪温泉東 4 丁目定山溪スポーツ公園	
	71	琴似屯田開拓の通	西区琴似	
72	時習館跡	西区西町北 19 丁目中の川公園内		
街並	73	円山八十八ヶ所	中央区宮ヶ丘	
	74	裏参道	中央区南 2 西 20~28	
	75	円山の朝市	中央区北 6 西 24	平成 22 年閉鎖・解体
	76	桑園の大学村	中央区北 6 西 11~13	
	77	木レンガ舗装とイチョウ並木	中央区北 3 西 4 北 3 条広場	
	78	北大植物園	中央区北 2 西 8	
	79	北1条通りのアカシア並木	中央区北 1 西 1~西 19	
	80	大通公園	中央区大通西 1~12	
	81	中島公園	中央区中島公園	
	82	山鼻屯田兵村跡	中央区南 6~22 西 8~13	
	83	狸小路	中央区南 2 西 1~9	

	84	二条市場	中央区南 2～3 東 1～2	
	85	創成川と創成橋	中央区南 1 西 1～東 1	
	86	創成川通りのポプラ並木	北区屯田 1～6	
	87	屯田防風林	北区屯田	
	88	北大ポプラ並木	北区北 11～12 西 10	
	89	元村街道と大覚寺の山門	東区北 7～10 東 3～11	
	90	旧月寒種羊場	豊平区羊ヶ丘	
	91	定山坊と定山溪温泉	南区定山溪温泉	
用具	92	スキー・スケートの伝来	中央区宮の森 1274 札幌オリンピックミュージアム	平成 12 年移転
	93	バター・チーズ製造用具	東区東苗穂町 6 酪農と乳の歴史館内	
	94	貯炭式のストーブ第1号	厚別区厚別町小野幌北海道博物館内	
	95	路面電車22号	南区真駒内東町 1 交通資料館内	
	96	ササラ電車	南区真駒内東町 1 交通資料館内	
まつり・行事	97	札幌祭り	中央区宮ヶ丘 474 北海道神宮内	
	98	篠路の獅子舞	北区篠路 4-7 篠路神社	
	99	恵迪寮歌「都ぞ弥生」	北区北 17 西 9 北海道大学構内 都ぞ弥生歌碑	
	100	藻岩山の山開き	南区藻岩山	

※ 名称は選定時のもの

(6) 景観制度による指定

■景観重要建造物

景観重要建造物は、景観法により指定されるもので、歴史文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など、景観形成上重要な価値のある建造物で、札幌市では平成21年（2009年）に2件を、令和3年（2021年）に1件を指定しています。

景観重要建造物

名称	所在地	指定年月日
日本福音ルーテル札幌教会	中央区南 12 条西 12 丁目	平 21. 3. 31
めばえ幼稚園	中央区南 12 条西 12 丁目	平 21. 3. 31
柳田家住宅旧りんご蔵	豊平区平岸 2 条 5 丁目	令 3. 3. 10

■札幌景観資産

札幌景観資産は、札幌市が札幌市景観条例に基づき指定するもので、景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式（樹木にあっては樹木の姿）等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性がある資産です。一部は、指定等文化財や、さっぽろ・ふるさと文化百選にもなっています。

札幌景観資産

名称	所在地	指定年月日	備考
日本食品製造合資会社旧工場	西区八軒 1 条西 1 丁目	平 13. 7. 31	
北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）	中央区南 4 条西 17 丁目	平 17. 3. 3	※登録有形文化財 ※さっぽろ・ふるさと文化百選
旧小熊邸	中央区伏見 5 丁目	平 17. 3. 3	※さっぽろ・ふるさと文化百選
旧石山郵便局	南区石山 2 条 3 丁目	平 17. 3. 3	※さっぽろ・ふるさと文化百選
杉野目邸	中央区南 19 条西 11 丁目	平 17. 3. 3	※登録有形文化財 ※さっぽろ・ふるさと文化百選
日本基督教団札幌教会礼拝堂	中央区北 1 条東 1 丁目	平 18. 3. 7	※登録有形文化財 ※さっぽろ・ふるさと文化百選
八紘学園栗林記念館（旧吉田善太郎別邸）	豊平区月寒東 1 条 12 丁目	平 18. 3. 7	※さっぽろ・ふるさと文化百選
八紘学園資料館（旧吉田牧場畜舎・サイロ）	豊平区月寒東 1 条 13 丁目	平 18. 3. 7	※さっぽろ・ふるさと文化百選
旧石切山駅	南区石山 1 条 3 丁目	平 18. 3. 7	
旧中井家リング倉庫	豊平区平岸 3 条 2 丁目	平 18. 3. 7	
旧沼田家りんご倉庫	豊平区西岡 4 条 10 丁目	平 19. 3. 30	
札幌市資料館（旧札幌控訴院）	中央区夫通西 13 丁目	平 19. 3. 30	※市指定有形文化財 ※さっぽろ・ふるさと文化百選
北海湯	東区北 7 条東 3 丁目	平 19. 3. 30	※さっぽろ・ふるさと文化百選
札幌聖ミカエル教会	東区北 19 条東 3 丁目	平 19. 12. 19	
エドウィン・ダン記念館（旧真駒内種畜場事務所）	南区真駒内泉町 1 丁目	平 20. 3. 26	※登録有形文化財 ※さっぽろ・ふるさと文化百選
城下医院	中央区南 5 条西 21 丁目	平 20. 3. 26	
カトリック北一条教会 聖堂	中央区北 1 条東 6 丁目	平 20. 3. 26	※さっぽろ・ふるさと文化百選
カトリック北一条教会 司祭館カテ	中央区北 1 条東 6 丁目	平 20. 3. 26	

ドラルホール			
旧藪商事会社ビル	中央区南1条西13丁目	平 21. 1. 7	※さっぽろ・ふるさと文化百選
高城商店	東区北7条東4丁目	平 21. 3. 31	
札幌市水道記念館（旧藻岩第一浄水場）	中央区伏見4丁目	平 21. 3. 31	
旧市民会館前のハルニレ	中央区大通西1丁目	平 21. 3. 31	
永井邸	中央区南2条西12丁目	平 21. 8. 6	
岩佐ビル	中央区北3条東5丁目	平 22. 3. 30	
旧沼田家倉庫	東区東苗穂5条2丁目	平 22. 7. 21	
旧札幌麦酒製麦所	東区北7条東9丁目	令 3. 7. 28	
モエレ沼公園	東区モエレ沼公園	令 3. 12. 7	
旧平岸下本村農事実行組合共同撰果場	豊平区平岸2条6丁目	令 4. 3. 23	
ミュンヘン大橋	南区南30条西8丁目	令 6. 4. 8	
八紘学園ポプラ並木	豊平区月寒東2条13丁目、3条11丁目	令 6. 4. 9	

(7) 北海道遺産

北海道遺産は、NPO 法人北海道遺産協議会により、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から北海道民全体の宝物として、北海道の豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など、各分野から道民参加によって選ばれたもので、74件が選定されています。一部の遺産の構成要素には、国・道・市の指定文化財が含まれます。

北海道遺産（札幌市関連分）

北海道遺産	選定年月日	備考
北海道大学 札幌農学校第2農場 北条北18条西8丁目	平 13. 10. 22	※重要文化財
路面電車 札幌市交通資料館：南区真駒内東町1丁目	平 13. 10. 22	
アイヌ語地名	平 13. 10. 22	
アイヌ文様	平 13. 10. 22	
北海道のラーメン	平 13. 10. 22	
開拓使時代の洋風建築 時計台（旧札幌農学校演武場）：中央区北1条西2丁目 豊平館：中央区中島公園1 旧永山武四郎邸：中央区北2条東6丁目 清華亭：北区北7条西7丁目 旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）：南区簾舞1条2丁目4-15	平 16. 10. 22	※重要文化財 ※重要文化財 ※道指定有形文化財 ※市指定有形文化財
札幌苗穂地区の工場・記念館群 サッポロビール博物館：東区北7条東9丁目 酪農と乳の歴史館：東区苗穂町6丁目1-1 北海道鉄道技術館：東区北5条東13丁目 福山醸造：東区苗穂町2丁目 千歳鶴酒ミュージアム：中央区南3条東5丁目1	平 16. 10. 22	
屯田兵村と兵屋 琴似屯田兵村兵屋跡：西区琴似2条5丁目 琴似屯田兵屋：西区琴似1条7丁目 琴似神社境内	平 16. 10. 22	※国指定史跡 ※道指定有形文化財
アイヌ口承文芸	平 16. 10. 22	
サケの文化 札幌市豊平川さけ科学館：南区真駒内公園2-1	平 16. 10. 22	

ジンギスカン	平 16. 10. 22	
大友亀太郎の事績と大友堀遺構 札幌村郷土記念館：東区北 13 条東 16 丁目 2-6	平 30. 11. 1	※市指定有形文化財・ 市指定史跡
パシフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)	平 30. 11. 1	
札幌軟石 札幌市資料館（旧札幌控訴院）：中央区大通西 13 丁目 石山緑地：南区石山 78	平 30. 11. 1	※市指定有形文化財
松浦武四郎による蝦夷地踏査の足跡	平 30. 11. 1	
下の句かるた	令 4. 10. 13	